

第 1 回世羅町議会定例会会議録

令和 3 年 3 月 18 日
第 4 日目

世 羅 町 議 会

1. 議事日程

令和3年 第1回世羅町議会定例会 (第4号)

令和3年3月18日

午前9時00分開議

於：世羅町役場議場

- | | |
|-----------|-------------------------|
| 第1議案第41号 | 損害賠償の額の決定及び和解について |
| 第2議案第42号 | 工事請負契約の締結について |
| 第3議案第43号 | 令和2年度世羅町一般会計補正予算(第12号) |
| 第4議案第33号 | 令和3年度世羅町一般会計予算 |
| 第5議案第34号 | 令和3年度世羅町国民健康保険事業特別会計予算 |
| 第6議案第35号 | 令和3年度世羅町後期高齢者医療制度特別会計予算 |
| 第7議案第36号 | 令和3年度世羅町介護保険事業特別会計予算 |
| 第8議案第37号 | 令和3年度世羅町介護サービス事業特別会計予算 |
| 第9議案第38号 | 令和3年度世羅町農業集落排水事業特別会計予算 |
| 第10議案第39号 | 令和3年度世羅町上水道事業会計予算 |
| 第11議案第40号 | 令和3年度世羅町公共下水道事業会計予算 |
| 第12 | 令和2年 |
| 陳情第14号 | 黒川自治センター移転新築要望書 |
| 第13陳情第1号 | 今高野山さわやかトイレ改修にともなう陳情書 |
| 第14 | 総務文教常任委員会報告 |
| 第15 | 産業建設常任委員会報告 |
| 第16 | 議会改革調査特別委員会調査中間報告 |
| 第17 | 光ファイバ網整備調査特別委員会調査中間報告 |

2. 出席議員は次のとおりである。(12名)

1番 高橋公時	2番 上羽場幸男
3番 上本剛	4番 矢山武
5番 向谷伸二	6番 田原賢司
7番 藤井照憲	8番 松尾陽子
9番 徳光義昭	10番 久保正道
11番 山田陸浩	12番 米重典子

3. 欠席議員は次のとおりである。

なし

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名(20名)

町長 奥田正和	副町長 金廣隆徳
会計課長 藤井博美	総務課長 広山幸治
財政課長 矢崎克生	企画課長 道添毅
税務課長 石ヶ坪洋史	町民課長 山口徹
児童保育係長 波田康範	子育て支援係長 渡辺明美
健康保険課長 宮崎満香	福祉課長 飯塚紀子
産業振興課長 大原幸浩	商工観光課長 前川弘樹
建設課長 福本宏道	上下水道課長 升行真路
せらにし支所長 山崎誠	教育長 松浦ゆう子
学校教育課長 脇田啓治	社会教育課長 釣井勇壮

5. 職務のため議場に参加した事務局の職氏名(3名)

事務局長 黒木康範	書記 迫林威宏
囑託書記 貞光有子	

【3月18日 議案審議 4日目】

開 会 9時00分

(起立・礼・着席)

○議長（米重典子） ただいまの出席議員は 12 名であります。

定足数に達していますので、これより本日の会議を開きます。

ただちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程第1 議案第41号 損害賠償の額の決定及び和解について を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

○建設課長（福本宏道） 議長。

○議長（米重典子） 建設課長。

○建設課長（福本宏道） 議案1ページをお開きください。

議案第41号 損害賠償の額の決定及び和解について 地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号及び第13号の規定により、次のとおり損害賠償の額を定め、和解することについて、町議会の議決を求める。令和3年3月18日 提出 世羅町長 奥田正和

提案理由でございます。町の管理する道路での事故に関し、損害賠償の額を決定し、和解したいので町議会の議決を求めるものでございます。

(詳細説明)

○議長（米重典子） これをもって、提案理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なしの声」あり)

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論は、ありませんか。

(「討論なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。

したがって、議案第 41 号 損害賠償の額の決定及び和解については 原案のとおり可決されました。

日程第 2 議案第 42 号 工事請負契約の締結について を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

○企画課長（道添 毅） 議長。

○議長（米重典子） 企画課長。

○企画課長（道添 毅） 議案 3 ページをお開きください。

議案第 42 号 工事請負契約の締結について 世羅町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 16 年世羅町条例第 56 号）第 2 条の規定により、別紙のとおり情報通信基盤整備工事の契約を締結することについて、町議会の議決を求める。令和 3 年 3 月 18 日 提出 世羅町長 奥田正和

提案理由でございます。情報通信基盤整備工事について、一般競争入札執行の結果、令和 3 年 3 月 9 日、株式会社 N T T フィールドテクノ中国支店 取締役中国支店長 八木 裕に落札決定したので、請負契約を締結するものでございます。

(詳細説明)

○議長（米重典子） これをもって、提案理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

○4 番（矢山 武） (挙手)

○議長（米重典子） 4 番 矢山 武議員。

○4 番（矢山 武） 全体、工期は示されておるわけですが、主な作業等の計画、それとこれは次の年度になるんか知りませんが、現在の線の撤去についてどのような考え方を持っておられるのか。それから今後、新しく 18 億近い金をかけて工事をするわけなんで、できるだけ多くの方が加入を頂く必要がある

というように思うわけですが、これらの点についてお考えをお尋ねいたします。

○企画課長（道添 毅） 議長。

○議長（米重典子） 企画課長。

○企画課長（道添 毅） お答え申し上げます。主な作業計画等でございますけれども、本議案承認いただいた後にですね、実施工程表なり、施工計画書、こうしたものを速やかに提出頂くように考えております。そうしたなかで、具体的なものというものが明確になってくると考えておりますし、必要な協議をそれに基づいて進めて参りたいと考えております。

それから線の撤去につきましては、現在約 4.5 億円ということをお知らせするところでございますけれども、これにつきましては、4 年度という予定でございます。3 年度はまずは整備を着実にを行うと。その後に撤去を行うことになるわけですが、現時点ではそれ以上の情報というものは持ち合わせておりません。

それから加入促進の点につきましては、議員ご指摘のようにですね、多くの方の加入を、多くの方に加入いただけるように促進に努めて参りたいと考えております。予算資料等にも記載をしておりますけれども、目標といたしましては、令和 3 年度約 5700 人、現在 5050 人くらいの加入状況でございますけれども、これを 5700 人まで増やして行きたい、増加させていきたい。そのために担当課もですね、精一杯加入促進に努めて参りたいと考えております。説明会の方は 5 月以降にしようと考えておりますけれども、あらゆる機会を通じてですね、そうした取り組みを行って参りたいと考えております。

○議長（米重典子） ほかに質疑はありませんか。

○7 番（藤井照憲） 議長。

○議長（米重典子） 7 番 藤井照憲議員。

○7 番（藤井照憲） 1 点お伺いいたします。この説明資料の中で非常電源装置という表現がございました。これ、全国で非常電源装置が浸水または漏水、こういったもので大きな被害を受けた例が多く報告されております。世羅町がこの非常電源装置を設置する際、どのような対策を講じておられるものか、お伺いいたします。

○企画課長（道添 毅） 議長。

○議長（米重典子） 企画課長。

○企画課長（道添 毅） お答えいたします。そうしたこと防ぐということで、実際の地盤にそうした非常用発電機等設置するのではなくて、そこを一定程度嵩上げをしまして、その上にこうした非常用発電機等設置するよう考えております。

○7番（藤井照憲） 議長。

○議長（米重典子） 7番 藤井照憲議員。

○7番（藤井照憲） 一定程度という基準ほどの程度をお考えでしょうか。

○議長（米重典子） 企画課長。

○企画課長（道添 毅） お答えいたします。約1.5m程度と今のところ認識をしております。

○議長（米重典子） ほかに質疑はありませんか。

○1番（高橋公時） 議長。

○議長（米重典子） 1番 高橋公時議員。

○1番（高橋公時） 今回のこの光ファイバ網の整備は国の補助金、そしてまた県の補助金を活用して実施する事業でございますけれども、こうした工期等もあると思います。この工期に万が一間に合わなかった場合、不測の事態が起きた、こうした場合に国、県の補助というものはちゃんと確保できるものなのか。もしくは相手方、今回請負業者でありますこうした事業者の方にはどのようなご案内をしているのかお尋ねいたします。

○企画課長（道添 毅） 議長。

○議長（米重典子） 企画課長。

○企画課長（道添 毅） お答えいたします。工期内に工事が完了しない。これはあってはならないことと認識をしております。そういうところはですね、しっかり請負業者とも認識を共有しながら着実な工事の完了に向けて取り組んで参りたいと考えております。その上で工事が完了しなかった、できなかった場合ということでございますけれども、この補助金につきましては、状況等によってですね、それが全く補助金の対象にならないか、それとも一部なるのか。それとも補助金的には問題ないのか。そういったところはですね、状況に

よっていろいろ変わってくると考えております。そうした点につきましては、これから、そういうことはあってはならないんですけれども、そうしたことが想定される場合はしっかり詰めて参りたいと考えております。

それから業者のほうですけれども、それが業者の原因によって工事が完了しないということになれば、損害賠償というようなことも考えざるを得なくなると思います。いずれにいたしましてもそうしたことのないよう、着実な工事の完了に向けて取りくみを進めて参りたいと考えております。

○2番（上羽場幸男） 議長。

○議長（米重典子） 2番 上羽場幸男議員。

○2番（上羽場幸男） 先ほどの答弁によりますと、契約前の確約はしてないということですね。というのが補助金がいただけない場合も在り得るといような表現に聞こえたんですけども、当然こうやってきちっと契約を交わしておられるということは、そこまで確認済みということでないといけないと思いますけれども、重ねてお尋ねいたします。

○企画課長（道添 毅） 議長。

○議長（米重典子） 企画課長。

○企画課長（道添 毅） お答えいたします。補助金につきましては、基本的に交付決定もいただいておりますし、そうした補助金というものは基本的には請負金額によって入札率で減じた部分の割合の減少はあるかもしれませんが、補助金は交付していただけると、そのように考えておりますが、今後、想定し得ない、そういう不測の事態が生じた場合にですね、その個々のケースによって具体的にどうなるのかというところにつきましては、それぞれの補助金交付先である国なり、県、そこを詰めていく必要があるという風に考えております。

○2番（上羽場幸男） 議長。

○議長（米重典子） 2番 上羽場幸男議員。

○2番（上羽場幸男） 今の工期が間に合わなかったときに対するということがちょっとまだ今明確な答えがいただけてないと思いますが、そこを重ねてお尋ねいたします。

○企画課長（道添 毅） 議長。

○議長（米重典子） 企画課長。

○企画課長（道添 毅） 工期が間に合わなかった場合に補助金がどうなるのかという点でございますけれども、要はこれが請負業者に原因があつてですね、そこに起因しての工事が完了できない場合か、それとも天変地異ではないですが、大きな災害等によってどうしてもできない、いろいろなケースがあると思います。当然、業者に起因するものであれば、そこは町としては損害賠償等考えざるを得ないという風に考えております。そうしたところの補助金の取り扱いについてはですね、それがどうなるのか。出来高の部分までの補助金が交付していただけるのかどうかも含めてですね、それについてはしっかり詰めて参りたいと考えております。

○1番（高橋公時） 議長。

○議長（米重典子） 1番 高橋公時議員。

○1番（高橋公時） 起こってから相手方と話をするというのではなく、契約締結を結ぶときに、これは委員会等でもお話ししたと思っておりますけれども、補助金、ひとつちょっとお伺いしますよ。補助金決定が出ておるということはもう100%補助金決定、補助金が入るということじゃないでしょ。工期に間に合えば、工期というのやはりありますので、説明を受けたところによりますと、工期に間に合えば、そういった補助金決定、国県のお金が出るという説明を受けたところでございます。しかしながら、我々議会のほうでも懸念しておるのが、工期に間に合わなかった場合、天変地異とかそういったことを言っているのではないです。事業者の関係で工期に間に合わなかった場合、そういった補助金につかないというような事態になってはならないので契約締結を結ぶときに事業者の方に工期に間に合わなかった場合の世羅町が被る損害、こういったものもきちっと契約締結業者とお話しをするべきではないかということをお尋ねしているんですけれども、その点についてお伺いいたします。

○企画課長（道添 毅） 議長。

○議長（米重典子） 企画課長。

○企画課長（道添 毅） そういった点につきましては、契約書の中、約款等にですね、そうした場合の業者と世羅町との取り決めというのはきちっと確認をするようにしております。先程も申し上げましたように、そうした完了しな

いという事由が発生した場合はですね、その状況によっては損害賠償請求等を行わざるを得ないということでございます。それとは別に補助金につきましては、基本的には交付をしていただけるという中で、そうした例外的なケースについてはやはり個々に、そうした場合の対応というものを詰めていく必要があるという風に考えております。

▼【高橋議員：「(聞き取れない)」】

○議長（米重典子） 高橋議員もう一度。

▼【高橋議員：「これ1回になるんです?質疑している内容で教えてください。

工期に間に合わなかった場合出るのかと聞いたんですが、答えてない。】

○企画課長（道添 毅） 議長。

○議長（米重典子） 企画課長。

○企画課長（道添 毅） お答えいたします。ですから基本的には補助金は交付決定をいただいておりますから対象にはなりません。なりますけれども、そういう例外的な、要は工事が完了しなかった場合、それはその状況、それが何によってできなかったのか。それが請負業者の責任、そこに起因する事由によってできないということになれば、町としてはそこに損害賠償を求める。補助金については、じゃあ、出来形、出来たところまでの補助金がいただけるのか、それとも完了してないということで全くもらえないのかという、そういったところについては、その個々のケースについて国なり県と協議をして確認をしていくということでございます。

○1番（高橋公時） 議長。

○議長（米重典子） 1番 高橋公時議員。

○1番（高橋公時） 答えになってないと思うんですが、結局工期に間に合わない補助金対象にならないと。天変地異とかそういったことはいいです。事業者の事由により工期が間に合わなかった場合は補助対象からはずれるということもあるということですかって聞いているんですよ。簡単なことですよ。

天変地異はいいです、もう。事業者の事由により工期がたとえば来年3月までに間に合わなかった。そうした場合には補助対象からはずれるのかということを知りたいんです。理解してもらえますか。そうしたことではいけない

から、こうした契約を締結する際に、世羅町が被る損害、そういったものもきちっと明示して相手方と契約はしているという解釈でいいのか。改めて再度お尋ねいたします。

○企画課長（道添 毅） 議長。

○議長（米重典子） 企画課長。

○企画課長（道添 毅） 補助金につきましては、当然交付先、国県ですね、当然その考え方によりますので、それについて今、ここで絶対にもらえる、絶対にもらえないという事は申し上げられません。そこは個々のケースについて協議をしていくということになります。それを含めて町として被った損害、生じた損害額については、その請負業者へ場合によっては請求をしていくということでございます。

○2番（上羽場幸男） 議長。

○議長（米重典子） 2番 上羽場幸男議員。

○2番（上羽場幸男） 個々のケースについて検討されてないということではありますが、それで本当にいいんでしょうか。ちゃんと考えられる、想定されることに対しては、ある種の答えを持ってこういうものには臨むべきではないかと私は思いますが、委員会での説明ではそこまで踏み込んだ説明であったような気がするんですけど、何か今日は内容が少し滲んでますが、いかがでしょうか。

○企画課長（道添 毅） 議長。

○議長（米重典子） 企画課長。

○企画課長（道添 毅） 特に滲んでいるようなことはないと思いますけれども、要はできなかつた場合については、その被害ですよね、損害を被った金額、金銭的な損失部分については、請負業者、相手方のほうへ請求をするということでございます。その上で補助金は交付先、国や県、そこと個別については協議をしていくということでございます。

○議長（米重典子） ほかに質疑はありませんか。

（「なしの声」あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論は、ありませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員 であります。

したがって、議案第 42 号 工事請負契約の締結については 原案のとおり可決されました。

日程第 3 議案第 43 号 令和 2 年度世羅町一般会計補正予算 (第 12 号) を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

○財政課長 (矢崎克生) 議長。

○議長 (米重典子) 財政課長。

○財政課長 (矢崎克生) 議案 5 ページをお開きください。議案第 43 号 令和 2 年度世羅町一般会計補正予算 (第 12 号) 令和 2 年度世羅町一般会計補正予算 (第 12 号) を別紙のとおり提出する。令和 3 年 3 月 18 日 提出 世羅町長 奥田正和

提案理由でございます。歳入歳出それぞれ 1,000 千円を増額し、歳入歳出それぞれ 15,297,440 千円とするものでございます。

歳入は、国庫支出金 1,000 千円を増額し、歳出は、衛生費 1,000 千円を増額するものでございます。

(詳細説明)

○議長 (米重典子) これをもって、提案理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

○4 番 (矢山 武) (挙手)

○議長 (米重典子) 4 番 矢山 武議員。

○4 番 (矢山 武) ワクチンの接種が一般質問でもお尋ねした、5 月くらいからというような答弁だったかと思うんですが、これらの経費、ここではシス

テム改修業務委託料ということで、その内容とこれらかなり実施をしてみないとどの程度の費用がかかるかということにはわからない、接種率にもよるんでしょうが。国の補助の基準というか、今回は100万円ですか、補正をされるというようですが、全体的に先ほど、いくらでしたか。債務負担行為じゃなしに、次の年に繰り越して、繰越明許費282万円ということですが、これらで実施をされるのかと思います。どうせ始まるのがかなりほとんどが次の新年度ではないかと思うんですが。一定の答弁はいただいておりますが、主な考え方というか、手順も重ねてお尋ねします。

○健康保険課長（宮崎満香） 議長。

○議長（米重典子） 健康保険課長。

○健康保険課長（宮崎満香） お答えいたします。まずこの100万円のシステム改修業務につきましては、ワクチン接種開始のための準備として、現在、接種券の印刷業務や郵送料などを令和2年度に予算計上し、繰越明許の設定を行っております。

今回補正いたします100万円につきましては、2月末に国のほうで接種記録システムの導入が決定をされました。このシステムが1回目を摂取された方が、転出をされたあと、転出された住所地で最新の接種記録の確認が即時にできるよう整備がされるものでございます。そのために各市町で保有の予防接種台帳システム、こちらと連携をさせる必要がございますので、令和2年度予算に計上し、同額を令和2年度補助金で交付を受けて実施をするものでございます。

予防接種の接種率につきましては、年代別で多少の接種率の違いはありますが、全体で大体75%くらいの接種率を見込んで、接種費用等の予算のほうを組ませていただいております。補助基準につきましては、準備費用の補助も含め、接種費用の負担金も含めすべて10分の10で交付を受けて実施をするものでございます。

○議長（米重典子） 他に質疑はありませんか。

（「なしの声」あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論は、ありませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員 であります。

したがって、議案第 43 号 令和 2 年度世羅町一般会計補正予算 (第 12 号) は 原案のとおり可決されました。

この際、日程第 4 議案第 33 号 令和 3 年度世羅町一般会計予算 から 日程第 11 議案第 40 号 令和 3 年度世羅町公共下水道事業会計予算までの「8 件」を一括議題といたします。

ただいま議題となりました「議案 8 件」については、予算審査特別委員会に付託してありますので、審査の結果について、委員長の報告を求めます。

委員会報告については、お手元に配布のとおりです。予算審査特別委員長。

○ 4 番 (矢山 武) (予算審査特別委員長の報告)

令和 3 年 3 月 18 日

世羅町議会議長 米重 典子 様

予算審査特別委員会委員長 矢山 武

予算審査特別委員会審査報告

3 月 4 日の本会議において本委員会に付託された、議案第 33 号から議案第 40 号までの 8 件の議案審査の経過及び結果について、会議規則第 77 条の規定により報告します。

【開会中の審査】

- 1 開会日 令和 3 年 3 月 4 日 (水) 午後 6 時 42 分開議
- 2 開会場所 世羅町議会議場
- 3 出席委員 矢山 武、徳光義昭、高橋公時、上羽場幸男、上本 剛、向谷伸二、田原賢司、藤井照憲、松尾陽子、久保正道、山田睦浩、
(米重議長)

4 審査事案

(1) 委員会条例第8条による正副委員長の互選を行った。

(互選結果は、委員長：矢山 武委員、副委員長：徳光義昭委員)

(2) 予算審査に関する資料要求項目の確認を行った。(要求項目：17項目)

【開会中の審査】

1 開会日 令和3年3月12日(金)、15日(月)

2 開会場所 世羅町議会議場

3 出席委員 矢山 武、徳光義昭、高橋公時、上羽場幸男、上本 剛、向谷伸二、
田原賢司、藤井照憲、松尾陽子、久保正道、山田睦浩、(米重議長)

4 説明員 町長・副町長・会計課長・総務課長・財政課長・企画課長・税務課長・町民課長・子育て支援課(児童保育係長・子育て支援係長)・健康保険課長・福祉課長・産業振興課長・商工観光課長・建設課長・上下水道課長・せらにし支所長
教育長・学校教育課長・社会教育課長

5 審査事案

(1) 議案第33号 令和3年度世羅町一般会計予算

(2) 議案第34号 令和3年度世羅町国民健康保険事業特別会計予算

(3) 議案第35号 令和3年度世羅町後期高齢者医療制度特別会計予算

(4) 議案第36号 令和3年度世羅町介護保険事業特別会計予算

(5) 議案第37号 令和3年度世羅町介護サービス事業特別会計予算

(6) 議案第38号 令和3年度世羅町農業集落排水事業特別会計予算

(7) 議案第39号 令和3年度世羅町上水道事業会計予算

(8) 議案第40号 令和3年度世羅町公共下水道事業会計予算

6 審査概要

本委員会に付託された議案第33号から議案第40号までの8件の議案に関し、質疑を中心として、3月12日及び15日の2日間で開会し、令和3年度8会計の予算案の審査を行った。

(1) 3月12日(金)午前9時開議

新年度予算に計上された貴重な財源がどのような形で、町民全体の福祉の向上・町の発展に活かされるかを審査視点に置き、提出された令和3年度施政方針及び予算概要から質疑を行った。その後、各会計の予算案及び予算説明書並びに予算審議資料に基づいて質疑を行った。

初めに、一般会計歳入全般について、続いて一般会計歳出の議会費、総務費、民生費、衛生費、労働費、農林水産業費、商工費、土木費、消防費、教育費、災害復旧費、公債費、諸支出金、予備費、給与費明細書、債務負担行為に関する調書、地方債に関する調書、給与費明細に関する質疑を行った。

(2) 3月15日(月)午前9時開議

3月12日に引き続き一般会計歳出の衛生費、労働費、農林水産業費、商工費、土木費、消防費、教育費、災害復旧費、公債費、諸支出金、予備費、給与費明細書、債務負担行為に関する調書、地方債に関する調書、給与費明細に関する質疑を行った。

次に国民健康保険事業特別会計、後期高齢者医療制度特別会計、介護保険事業特別会計、介護サービス事業特別会計、農業集落排水事業特別会計、上水道事業会計、公共下水道事業会計に関する質疑を行った後、総括質疑を行った。

(3) 審査で出された意見等

施政方針と各会計へ計上された予算について委員から、バイオマス産業都市構想協議会負担金、アスリート育成補助金、世羅高校教育環境支援事業補助金、地域公共交通、自治センター、若年者遠距離通勤助成金、戸籍住民票等のコンビニ交付サービス、出産祝金支給事業、不妊治療費助成事業、サテライトオフィス誘致支援事業、GIGAスクール関連事業(小・中学校ICT化推進事業)、大田庄歴史館改修事業、町立保育所の在り方、給食センター整備基本構想の策定、広島中央フライトロードの整備推進の働きかけ、特別会計・公営企業会計への繰入等の考え方や、ふれあい収集業務、基盤整備事業(ため池整備)、ぶどう振興事業等に関して、事業内容や事業の費用対効果など、住民の福祉の向上に関する質疑が行われた。

総括質疑においては、令和3年度予算での重点施策の考えや、公共施設等

総合管理計画の見直し、将来展望の持てる農業施策の推進、将来ビジョンを踏まえた上下水道事業推進の必要性等について執行者の考え方等に関する質疑が行われた。

総括質疑の後、2項目の付帯意見をつけることを決定した。各会計予算の委員会採決を行う前に、山福田自治センター新築の実施設計分の委託料を減額する議案第33号令和3年度一般会計歳入歳出予算に対する修正案が委員5名の連署により提出されたことにより、議案第33号と併せて修正案について質疑・採決を行った。質疑では、特定財源である起債への影響について予算提出者である町長ほか説明員に対して行った。

質疑終了後、先に修正案の採決を行い、可否同数となり、委員長採決によって賛成少数で「否決すべきもの」と決した。その後、原案（議案第33号）について採決を行った結果、可否同数となり、委員長採決によって賛成少数で「否決すべきもの」と決した。（予算審査特別委員会修正案は別紙のとおり）

議案第33号の採決後、付託された残り7会計の予算について採決を行った。

（付託議案の審査結果は次のとおり）

7 審査結果

議案第33号 令和3年度世羅町一般会計予算に対する修正案

否決すべきもの（賛成少数）

議案第33号 令和3年度世羅町一般会計予算

否決すべきもの（賛成少数）

議案第34号 令和3年度世羅町国民健康保険事業特別会計予算

可決すべきもの（賛成多数）

議案第35号 令和3年度世羅町後期高齢者医療制度特別会計予算

可決すべきもの（賛成多数）

議案第36号 令和3年度世羅町介護保険事業特別会計予算

可決すべきもの（賛成多数）

議案第37号 令和3年度世羅町介護サービス事業特別会計予算

可決すべきもの（賛成多数）

議案第38号 令和3年度世羅町農業集落排水事業特別会計予算

可決すべきもの（賛成多数）

議案第 39 号 令和 3 年度世羅町上水道事業会計予算

可決すべきもの（賛成多数）

議案第 40 号 令和 3 年度世羅町公共下水道事業会計予算

可決すべきもの（賛成多数）

令和 3 年度予算審査付帯決議

- 1 事業執行に当たっては、議会に説明後執行されたい。
- 2 事業内容や目的を整理し、実態把握をされたうえで、補助金等の執行にあたられたい。

予算審査特別委員会の審査報告といたします。

○議長（米重典子） 以上で、予算審査特別委員会の報告を終わります。

ここで休憩といたします。

休 憩 9 時 5 3 分

再 開 1 0 時 1 0 分

○議長（米重典子） 休憩を閉じて会議を再開いたします。

○7 番（藤井照憲） 議長。

○議長（米重典子） 7 番 藤井照憲議員。

○7 番（藤井照憲） 先ほどの一般会計の委員長報告がございましたけれど、動議を提出いたします。

○議長（米重典子） 動議の内容はなんでしょうか。

○7 番（藤井照憲） 修正動議を提出します。

○議長（米重典子） 賛成者の方はいらっしゃいますか。

（賛成議員「はい、賛成」の声）

ただいま、7 番 藤井 照憲議員から、議案第 33 号 令和 3 年度 世羅町一般会計予算の修正に関する動議 が提出されました。

本動議は 1 人以上の賛成者がありますので、成立いたしました。

ここで、「暫時休憩」します。

暫時休憩 10時12分

(修正議案の配布)

再開 10時13分

○議長（米重典子） 休憩を閉じて会議を再開します。

先ほど成立した動議に対しては7番藤井 照憲議員ほか4名からお手元に配布した修正の動議が提出されています。したがって、これを本案と合わせて議題とします。

修正案提出者から提案理由の説明を求めます。7番 藤井照憲議員。

○7番（藤井照憲） 議案第33号令和3年度世羅町一般会計予算に対する修正動議を提出します。地方自治法第115条の3及び世羅町会議規則第17条第2項の規定により、別紙の修正案を添えて提出するものであります。

令和3年3月18日提出

世羅町議会議長 米重典子様

発議者	世羅町議会議員	藤井照憲
賛成者	同上	高橋公時
賛成者	同上	上羽場幸男
賛成者	同上	徳光義昭
賛成者	同上	松尾陽子

提案理由でございます。

自治センター建設に関する設計業務のうち、山福田自治センター実施設計費を減額し、必要な社会資本の整備を推進するものでございます。

詳細について若干述べさせていただきます。

この件につきましては、先の予算特別委員会に於いて、身の丈に合った箱もの建設と安心・安全の拠点づくりを訴えました。残念ながら結果的には否決でございます。

しかし、ここで本会議へ再度、修正動議を提出し、もう一度皆さんと一緒に考えたいと思います。

昨年3月の議会において、山福田自治センターの設計予算に反対する修正

議案を9名の連署で提出し賛成を得ました。前回連署に賛成してくれた議員が今回は反対に回られ、心変わりを残念に思う次第でございます。しかし、同様の予算案に対して今回は、また修正の議案に私の外4名の賛同を頂き、昨年から一貫した議員としての信念を、思いをお伝えするところでございます。

私は、長年の行政経験と1期4年の議員経験から、常に町の将来に目をやり、財政基盤の弱さや、施設の老朽化による維持修繕費の増大、大規模建設事業の具体化の進展、当然のことながら、人口減少は止めることができません。この度の国勢調査においても、人口は1万5千人を切り、1万4千人台となりました。町のいたる所に空き家が目立ち、耕作を放棄する田畑も多く見受けられます。

この先、本町の活力基盤となる自主財源比率を高める産業基盤の強化、人口流出を食い止める子育て環境の充実、大金を投じて整備した光ファイバ網の活用、小学校から高校まで町内で一貫した教育が可能なことなど、今こそ、未来への投資を真剣に考える時期ではないでしょうか。

今、我々議員に与えられた仕事は、奥田町長に遠慮することなく、議会の機能である議決権の大切さを考えなければなりません。我々議員は、議決権の行使を誤ってはなりません。これは町の将来に対して責任を持つ、このことを意味しております。いやしくも一部の住民の利益のために奉仕することがあってはなりません。

予算の審議に当たっては、一点だけを見ることなく、広く客観的に、住民全体の立場に立った公平なものでなくてはなりません。将来の財政運営に不安を残すようなことがあれば、何らかの修正を加える必要があります。これこそが、予算審議における議員の第一の使命であります。二元代表制の一方の責務であります。

繰り返すようですが、自治センターの建設を否定するものではございません。背後に河川、玄関先まで土石流危険区域が迫るこの地を、50年も先安心・安全とは言えるのでしょうか。過疎化の進展が著しい地域では、身の丈に合った、地域に合った建設が必要と思います。

奥田町長が推し進めようとする、この山福田自治センターの建設の是非を契機に、行財政運営に警鐘を鳴らし、これからの町に真に、必要な社会資本の整備を真剣に考えようではありませんか。

特に、今年度検討している「給食センター整備構想」、これは老朽化した施設の更新と安定した食の提供に待ったなしの状況を考えてのことでございます。厳しい財政運営の中から、選択と集中を我々も考えようではありませんか。

町全体が豊かで均衡ある発展を願い、提案の理由をとさせていただきます。それでは修正案にかかる内容のご説明でございます。

提案した動議の最終のページをご覧頂きたいと思います。

この表につきましては、先の予算審査特別委員会で皆様にはご説明したとおりでございます。予算修正の内容は、2番目に記載しております。歳入につきましては第1表の22款町債・1項町債を11,422千円減額し、款19繰入金・項2基金繰入金を11,422千円増額し、歳入総額(11,057,000千円)は増減しないものでございます。

議長、シャッターのフラッシュの撮影、遠慮してもらいたいのですが。

○議長(米重典子) カメラマンの方、ご注意ください。

○7番(藤井照憲) (2)辺地対策事業を11,422千円減額し、地方債限度額の総額を896,778千円とするものでございます。

一方歳出につきましては、款2総務費・項1総務管理費を11,422千円減額し、款14予備費・項1予備費を11,422千円増額し、歳出総額は同様の(11,057,000千円)は増減はいたしません。

他の提出書類につきましては、先の予算審査特別委員会で添付して申し上げたとおりでございますので、割愛させていただきます。よろしく願いいたします。以上で、提案説明を終わります。

○議長(米重典子) 以上で修正案に関する提案理由の説明を終わります。

これより修正案に関する質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なしの声」あり)

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

議案第33号 令和3年度 世羅町一般会計予算の修正案 及び 原案であります議案第33号 令和3年度 世羅町一般会計予算の討論を合わせて行います。

討論の順序は、最初に「原案賛成者」、次に「原案及び修正案反対者」、次に「原案賛成者」、次に「修正案賛成者」の順に行います。

これより討論に入ります。 討論はありませんか。

〔「討論あり」の声あり〕

まず原案賛成者の討論の発言を許します。よろしいですか。

▼【矢山議員：「あわせて討論します。」】

まずは原案賛成者です。原案賛成の討論でよろしいですか。

▼【矢山議員：「はい」】

4番 矢山 武議員。

○4番（矢山 武） 先ほど提案をされました修正案について反対をするとともに、原案、一般会計予算に賛成をする討論を行います。

一昨年消費税が10%に引き上げられまして、加えてコロナでたいへん大きな影響を受け、生活が厳しい状況が続いております。地方自治体の役割を果たす町政がいよいよ重大になり、また国の補償なき自粛のなかで、暮らしはどんどん厳しくなってきております。日本共産党はこのような情勢のなかで、国会においても力をあわせて政治を変えようと頑張っているところであります。昨年の米価についても、大きく下がり、また、今年も更に下がる状況になろうとしております。最近の入札でも大きな値下がりの中で、入札が成立しないという、こういう状況もあります。60キロ1万4000円でもなかなか売れず、現在でも5000俵もの在庫がある例なども言われております。

○議長（米重典子） 矢山議員、再度確認いたしますが、原案賛成の討論でよろしいですね。

○4番（矢山 武） はい。

▼【「内容は反対じゃないですか。」というものあり】

○議長（米重典子） 最後まで聞いてください。

○4番（矢山 武） そういうなかで、昨年はウンカの被害も非常に大きい。そういうなかで、ひのひかりが前の年1万5000円であったものが、1万4400円で売られ、政府においてはたびたびJAや運動団体などで、備蓄米の買い入れを要求しましたが、一切これを行わず、JAに対して50億円で20万トンの持越しだけを対応しました。これでは需給バランスはとれず、この20万トンは今年の11月に古米として市場に出されます。米価下落、こういうなかで、36万トンの市場最大の減反を求めているところでございます。加えて財政審議

会、財政制度審議会は、財政負担を軽減をするために、輸出に更に力を入れるべきであると言っております。米余りのなかで、77万トンものミニマムアクセス米は昨年と同様に輸入を続けております。輸入の中止をして、一定の価格安定を図れと頑張っておるところであります。また、米過剰、特にコロナの影響で業務用の消費が大きく下がる。こういうなかで国として一定の余剰米の買入れを求めてきたところではありますが、一切、市場原理に任すという、こういうやり方であります。経営安定対策についても認定農家、あるいは法人などだけに対して、一定の費用を出していく。全国で厳しい状況のなかでどんどん耕作放棄地が増加をしておりますが、中山間地域が全耕地面積の4割を占め、また農家数では総農家の4割が中山間地域であります。こうしたなかでTPP、そして日欧FTA、日米貿易協定、FTAと自由化をどんどん進め、関税を下げ続けております。農業の展望を失わせ、農業後継者の確保は更に厳しくなっていておるところであります。こうしたことでこの5年間の2015年から2020年までの5年間で35万人もの基幹的農業従事者が減少し、今、136万人となっております。農業センサスの調査です。この5年間で22%も基幹的農業従事者が減少しております。あと、何年できるか、頑張っておるのだがという、こういう状況は更に深刻になろうとしており、これから高齢者ばかりが農業に頑張っておる状況ですから、これまでとは違って大きく深刻な状況が既に集落においては半分近くが空き家になる状況もところによってはあります。お年寄りの人がひとり、ふたりと暮らされておりますが、ひとりが病気になれば、子どもの所に行ったり、施設に入ったり、2人頑張っておられた家がどんどん空き家になっていくという状況であります。これで集落が法人が作ってくれるから集落が守られるということにはならないと思うところあります。

▼【藤井議員：「賛成、賛成、ええぞ。」】

○議長（米重典子） 矢山議員に申し上げます。賛成討論、内容を簡潔に願いたします。

○4番（矢山 武） 状況を言っておるんですから、ちょっと聞いてください。2000年から2005年の5年間で15万人くらいの減であったのが、先程も申し上げたように、40万人近い基幹的労働者が減る。このような状況の中で加えてのコロナで先ほども申し上げましたのは米であります。他のものについて

も同じような状況で特に耕作も手伝う点も多少はありましたが、観光農園の来客がないということでストップをしてこれを市場にださざるを得ないいちごによって、また、花についても卒業式、葬式、結婚式の需要がなくなるというようなことで、たいへんな影響を受ける水産物についても不漁であるにもかかわらず、大幅に値下がりをして、半値から3割の魚が多いという状況であります。養殖については加えて深刻でえさが出ず、巨額の損失がでる漁業者がおられるという例もあります。コロナを利用して、厳しい人を淘汰をしていくようなこういう今の政治に対して、国民の暮らしを守り、安心して老後が暮らせる、そういう政治が行われなくてはなりません。

▼【藤井議員：「賛成しましょうよ、賛成。」】

私は35歳より42年あまりにわたって、一貫して住民本位の町政を求めて頑張ってきた。この間、42年あまりにわたっていろいろな経験をし、またその場その場で町長に対して政治を変えよと頑張ってきた。合併前、合併後の5人に町長のもとでいろいろな経験をして参りました。今回の予算審議にあたって、予算の否決を受けまして私は、町長の考え、また議会のあるべき姿、これらをいろいろ心配をするなかで、私は予算審査特別委員長として、基本的な考えについては、繰り返し一般質問でも申し上げました。先程の農業の状況についても一般質問のなかで一定に触れて参りました。このようにひとつのことが通らないと、予算を認めないというようなことがまかり通って本当にいい町政には私はならないと考えます。全体を考え、また、喜んで賛成をしようとは到底思っておりませんが、町政を停滞をさせて、自分等の要求は実現するまで頑張る。昨年もそういう形で6人、6人と言われますが、それで本当に行政と議会がきちんと議論をしていい町政にしていくということには私はならないというように考えるところであります。

これまで町政の改革、特に暮らしや福祉についても繰り返し述べてきたところであります。町長のお考えもお聞きをしながら合わせて議会も十分な議論、意思疎通を図りながら、住民の負託に応えることこそが今、求められていると考えるところであります。住民の期待に応える町政、議会にするためにも私は今後更にこうしたことが続くことのないように、また過疎化高齢化が進むなかで、自治体の舵取りもたいへんむずかしい状況にはありますが、そうしたなか

で、コロナであります。どう町政を進めて、安心して暮らせるまちづくりをしていくのか。過疎高齢化のなかで選択は非常に少ないとは思いますが、町民の期待に応える議会、そして町政を求め、特にコロナ禍が加わり、重要な時期であり、福祉を守る町政を望みまして、反対討論といたします。賛成討論といたします。一般会計予算の修正に反対をする。

○議長（米重典子） 修正はよろしいです。原案に賛成の討論を今求めています。

次に原案及び修正案に対する反対者の討論の発言を許します。ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

次に原案賛成者の討論の発言を許します。

○10番（久保正道） 議長。

○議長（米重典子） 10番 久保正道議員。

○10番（久保正道） 町長の出された令和3年度一般会計予算案の賛成をする討論を行います。

今回計画の山福田自治センター建て替えに伴う経過を顧みると、建物の建築年は昭和53年、1979年で木造平屋建て、建築面積207㎡、40年以上経過しています。木造建築は耐用年数が22年と記憶しておりますが、それ以上倍近い年数が経っております。合併の際、公民館として位置付けられ、町内全体で位置づけられておりましたが、合併後に議会の議論も経て町内13地域の自治センターとしての取り組み、取り扱いがない町のめざす地域自治と、小さな拠点づくりの一翼を担って参りました。

高齢化の進む山間へき地の拠点施設としてなくてはならない施設であります。地域の自治振興を協議する会議室、事務室、収納スペースも狭く、高齢者の拠り所であるいきいきサロンの活動などにも弊害が多く出ている状況であります。そこで、平成27年3月議会において地域から要望が出された会議室、事務室、収納スペースの増設確保を求め、自治センターの建て替え要望を提出された要望は当時の議会議員の全員賛成一致で要望書は採択されたと議会から報告を受けた経過があります。

採択の理由は審査の結果、木造建築面積207㎡も狭隘であると。収納場所も

なく備品などは各室内に保管されているため部屋が狭隘である。事務室では来客対応が困難な状況である。改築には多額の経費と消防法、建築基準法に無理があるということ。建築年次も古く、水道の配管にも不具合がある。以上が採択審査の結果の状況です。今回採択の経過を尊重し、執行者におかれては、建設に向けての準備を進めて頂くことは地域が更に活動を活発にされ、安心安全な均衡ある地域づくりに拍車をかけると思います。更に町内でも最初のいきいきサロンをはじめ、地域見守り活動など多くの福祉活動も取り組んでいただいている積極的な取り組みがされている振興協議会、並びに自治センターであります。更に拍車がかかると考え、十分期待できると考えます。議会の全員賛成で採択された本件要望を執行者は今日まで財源確保を図る努力をしていただいて、地域要望に応える対応に対し、昨年から数回にわたり説明を受けましたが、本年2月25日の全員協議会、3月4日の本会議において山福田振興協議会の自治組織である建設委員会との協議調整の経過を説明を頂きました。昨年来丁寧に説明を受けて参りましたが、過大な施設、贅沢な施設の建設計画とは思われておりません。建設予定地の現学校資料館の解体予算の辺地対策債の議案は全員賛成で議決された経過があります。今回令和3年度において関連した予算を修正することは議会として今日までの経過から考えますと、理論的に理解されることにはなりません。理不尽なやり方には私は賛成できません。修正することは均衡ある地域の発展を阻害し、山福田自治センター管内の住民に対し議会が期待を裏切る行為と考えます。よって私は町長提案の令和3年度一般会計予算案に賛成し、均衡ある地域の振興を加速するために修正案に断固反対する討論といたします。

○議長（米重典子） 久保議員、原案に賛成の討論でよろしいですか。

○10番（久保正道） 原案に賛成です。原案に賛成です。

○議長（米重典子） 次に修正案賛成者の討論の発言を許します。

○1番（高橋公時） 議長。

○議長（米重典子） 1番 高橋公時議員。

○1番（高橋公時） 山福田自治センターにかかる設計費修正案に賛成の立場で討論をいたします。まず冒頭に我々5名は決して山福田自治センターの建設を拒むものではございません。このことを冒頭に申し上げて発言させて頂きま

す。

先程修正案の内容を同僚議員がご説明したとおり、将来を見越し、公共施設等管理計画に基づき、いわゆる箱物、こういった建設は慎重に考えていかなければいけません。昨年3月の予算審査において今回と全く同じ内容の山福田自治センターの基本設計、実施設計の提案がなされました。議長除く13名の議員のうち、9名の議員は約300名の地域に現在計画している解体費含めた1億8000万円もの施設は必要ないとし、基本計画だけ残し新たな町の提案を待つこととしました。実施設計のみを945万円減額をするものでございました。町から改めて昨年6月提案された内容はまずA案、更に大きな計画。そしてB案、当初と同じ計画。この2案でございました。私は目を疑いC案はないのかと尋ねたところでございます。町は地域住民の意向だと説明をしましたが、そうした住民の代表者が我々議員でもあり、一部住民の意見を尊重し、住民代表である議会の意思はおかまいなし、このような町行政を進めていく奥田町長にも残念ですが、不信感を抱かざるを得ません。町長のお膝元である山福田自治センター建設のため、とりわけ力が入るのは理解できますが、特別委員会資料に記載のとおり、現在1年が経ち、山福田の住民の方は286名でございます。これからご説明するのは前回修正案を提出した議員の意見です。これは山福田地区の方にもお伝えしたところでございます。一つ目は人口統計によると山福田地区の2008年から2019年の約10年間で96名が減少しております。世帯数も383世帯から287世帯と96世帯が減少しており、今後の10年、20年においても、将来人口の増加の見込みもなく、ここに1億8000万かけることは費用対効果の面から考えると無理があると。2番目として県のハザードマップ、土砂災害警戒地域のうち急傾斜地警戒区域に少しだけ、少しだけはずれているだけで、自治センター機能の持つ避難場所としては適さない危険な場所であるという意見も出ました。3番目、自治センター機能のみであればもっと小さな建物でもよく、建設費用も将来的な維持管理費も削減できるのではないかという意見も出ました。4つ目として同じ費用をかけるのなら、将来に向けて避難場所への誘導や経路などの体制や方法に予算を分配した方が有効な使い道と考える。このような意見があったところでございます。昨年10月、任期満了に伴い改選がございました。新たに議員になられた方々にこれまでの経緯を申し述

べ、更に現在の13自治センターについて少し申し述べます。旧町単位で旧世羅町は2地区、津久志、大田、この両自治センターが解体新築、移転新築をしております。大見、西大田にいたっては、小学校跡地を改築。旧甲山町においては、昨年甲山自治センターが保健センターへと移転の改築でございます、改築。すべてのそれ以外、すべての小学校跡地を改築、すべてですよ。旧甲山町はすべて甲山以外は全部改築でございます。更にまだ中央地区は旧の自治センターのまま活動されている状況でございます。甲山町はすべて改築。ひとつはまだ旧のまま行われております。しかし、世羅西地区は小国自治センターは移転増設による新築、津名自治センターは移転新築、このたびの山福田自治センターも移転新築、そして更にはこの先黒川自治センターまでも移転新築。すべて新築です。奥田町長、常に地域住民の意向、地域住民の意向と言いますが、あまりにも偏った町行政であると言わざるを得ない一面もございます。

以上こうした現状もお伝えし、山福田自治センター設計にかかる修正案に賛成の討論といたします。

○議長（米重典子） ほかに討論はありませんか。

▼【矢山議員：「修正に反対の討論」】

もうそれはありません。以上4つの討論でこの討論は。

○5番（向谷伸二） 議長。

○議長（米重典子） 5番 向谷伸二議員。

次は原案賛成になりますけれども。よろしいですか。原案に賛成の討論でよろしいですか。

▼【向谷議員：「修正案に反対することに該当するということでもいいですか。」】

原案に賛成するということは修正案に反対するということになります。よろしいですか。5番 向谷伸二議員。

○5番（向谷伸二） 議長の許可を頂きましたので、原案に賛成、並びに修正案に反対の討論を行います。

自治センターは地域活動の拠点であり、山福田ではたくさんの住民の方が利用されていると聞いております。更には、各地区にある集会所もほとんど警戒区域に入っており、住民の方の安全が確保できないという風にも聞いておりま

す。そういった状況を考えますと、早期に計画が進むことを心より願っている議員の一人でございます。今回の件に関して、過去の経緯はよく私はわかりませんが、なぜ修正動議が必要なのがわかりません。ひとつひとつちよっと考えてみたんですが、まず規模に対してですが、事務所、サロン、和室、調理室、集会室が各ひと部屋ずつ。それにトイレ、シャワー。主たる部屋は必要最低限の各一部屋でございます。次に金額面において町民の方はあまりよくわからない部分だと思いますが、今現在その場所に建っております旧小学校が将来的には倒壊の危惧もありますから、解体をしなくてはならなくなる。そういった場合に町の自主財源のみでその解体をしなくてはいけない。その場合3000万強がたぶんかかるのではないかという風に思っておりますが、今回その解体と新築を同時に行うことで辺地債というたいへん有利な債券を使うことができるということで、それにより解体費の3000万プラス約1000万程度だと思いますが、そういった費用で解体と新築が同時にできるという、たいへん町民にとっても行政側にとっても大変有益な案件であるという風に考えております。

次にランニングコストということも出て参りましたが、先程言いましたように、部屋数は各一部屋ずつしかないわけですから、面積縮小というような形になるかと思えます。たとえば和室でも結構ですが、10畳を8畳にしようかと。たとえば集会室を1割、2割減らそうといったことも考えられるとは思いますが、実際、主たる経費は人件費でございますが、その建物が多少小さくなったからといって、ランニングコストが大幅に変更するというのもちよっと考えにくいのではないかなという風に思っております。また今回規模の点を指摘されたときに、将来の人口減少を予測し、人口に対して規模が大きいからと言う風にお話しも聞いておりますが、先般も費用対効果ということばを聞きましたが、自治センターは人の命にかかわる案件であるということを考えて場合、費用対効果ということばに対して私は違和感を覚えてしまいました。地域の活動拠点、地域のコミュニティを図る場所として自治センターは大変重要です。確かに西地区は黒川も含めて過疎化が進んでいます。ですが、同様に世羅甲山にもそういった場所はたくさんございます。以前、どうせ周辺部は人数が減っていくんだから放っておけばいいじゃないかというような乱暴なことばを聞いたことがありますが、私はそれは反対だという風に考えます。人はひとり

ひとりでは生きていきませんし、コミュニティというのは大変重要なことだという風に思っております。コミュニティの原点と言えば、オギャーと生まれて家庭で育つ。そこからスタートだと思います。原点はその家族です。家庭です。その家庭が集まって小さな集落、西の地区で言えば振興区という呼び名で呼んでますけれど、その小さな集落。それがまた広がり、更に次の地域。私の地元で言えば、黒川という地域、それが世羅西であり、そして全体が世羅町という形につながっていくわけですが、今現在、その周辺部である、周辺部で、

○議長（米重典子） 向谷議員に申し上げます。これは予算案に対する賛成討論でありますので、簡潔にまとめてお願いいたします。

○5番（向谷伸二） わかりました。そのコミュニティの原点である家族が崩壊をしてくれております。高齢者を支えるべき子どもがいなくなり、農業を続けることさえむずかしくなっています。それは原点の崩壊であり、集落の崩壊であり、地域の崩壊であります。最終的には世羅町全体へつながっていくというたいへん大きな問題です。現在中心部は若者も多く、高齢化率は周辺部と比べてたいへん低い状態です。ですが、よく考えてみてください。周辺部の若者はどこから来ていますか。勿論中心部で育った方もおられます。移住で来られた方もおられます。ですが、周辺部から来られた若者はたくさんそこにおられます。ということは、周辺部に若者が今、いなくなっている。ほとんど。ということは、中心部は今後どうなるかというようなことを考えた場合、周辺部を活性化させるということがたいへん重要になってくるという風に考えております。今回先ほど昨年の修正動議ということをおっしゃられてました。確かにそれを出されてそれが変わっていないということはたいへん怒りを感じられているというのは確かだと思います。ただ、行政側も状況が変わったというのはあると思います。コロナで一定程度のスペースは必要だということもありますし、やはり人数割合だけでなく、町民は安全安心を公平に受けることができるという風に考えます。それを考えますと、地域自治を活性化するとともに、安全安心を周辺部の方にも公平に届けられること、山福田自治センターが早期に、そういう意味でも早期に完成されることを願います。原案賛成と修正動議に対する反対討論とさせていただきます。

○議長（米重典子） ほかに討論はありませんか。

○ 9 番（徳光義昭） （挙手）

○議長（米重典子） 9 番 徳光義昭議員。

ほかに原案賛成の討論はありませんか。たいへん失礼いたしました。

修正案に賛成の討論ですね。9 番 徳光義昭議員。

○ 9 番（徳光義昭） 修正案賛成の討論をいたします。

先ほどから出ておりますが、山福田自治センターの建築を反対はしておりません。反対はしておりません。そこで発議者もいろいろと申されましたし、修正案賛成の意見も出たと思います。そうしたことを私も同じように認識しているところでございます。ただ、どう言いますか、発議者にもあったように、人口減少、地域創生が始まって人口減少等が非常に大きな課題となつて、また、今回の大きな課題としては、光ファイバ網の整備等で時代が変わるといふようなことを国も言っております。世羅町においても、やはり人口減少が一番大きい課題でございます。きれいごとでは通らない時代となつてきております。私も昭和に生まれましたが、昭和は人口も増加しますし、建物も増築で非常にすばらしい時代であったように、今から思えば感じますが、悪いことには私もそう思いますが、やっておけば何とかなる。何とかなるよというような時代でありました。全く何とかなつて今までは来ました。ですが、今からは、世羅町においての話は、発議者が言いましたように、15000 人を切つたというように話しが出ました。そして、いろいろ町のなかにも人口の、国立社会保障人口問題研究所の推計というものが出ております。それに基づいた説明等もうけておるところでございますが、今、令和 2 年で 15000 人切つてですね、20 年後には、10800 人、そして 40 年先には、非常に少なくなりますね。6300 人まで減少する。このことがいろいろと若者定住とかいろんな面で頑張っていくところではございますが、こうしたデータがあるということを想定して考えておくということも非常に大事だろうと思っております。40 年先には 6300 人、そのときに 65 歳以上の人が 3600 人、56%が高齢化の率となつてきます。そうしたところから考えるときには、やはり新しく建築するものについては、山福田自治センターに限らず町長の公共の建物につきましても、厳しい目を持って人口が減少するということをしていかないと、世羅町は持てない。

▼【「そのとおり、そのとおり」というものあり】

合併して15年になりますが、世羅町でこのまま残していくということになりますと、痛みを感じて頂く部分が必ず出てきます。そこを今、国も時代が変わるといようなことを言うております。いい方には変わるものもわかりませんが、中山間の小さな町、高齢者等が厳しくなったのはいけません。国も大きな借金をしてですね、災害等やコロナで非常な厳しい財源を今、頑張っておりますが、これはいずれ我々につけがまわってくる。そのようなことを考えたときにですね、やはりいろいろご意見を聞いておりますが、この世羅町で残すためには先ほども申しましたが、少しずつ我慢もしながらやっていかないと、今までどおりにはいかないということだろうと思います。先の新聞にもかなり前でしたかね、消滅可能な自治体というような表現であったろうと思うんですが、そういうようなこともささやかれたりしてですね、そうした中山間における我々も危機感持って日々やっていかないとせつかく世羅郡3町でいい合併をさせていただいて頑張っておる世羅町でございます。周辺は今、ぐるり5つの市に囲まれております。近くの町の名前は言いませんが、

○議長（米重典子） 徳光議員に申し上げます。賛成討論の要旨を簡潔にお願いいたします。

○9番（徳光義昭） はい、わかっております。そういうことでですね、不適切な発言はしとらんとするんですが。

▼【「(何か言うものあり)」】

○議長（米重典子） それを申し上げたのではありません。要旨をまとめてお願いいたします。

▼【「(何か言うものあり)」】

○9番（徳光義昭） そういうことでですね、是非ともこの世羅町で頑張っていくということを基本にですね、周辺地域の町であった今、町はですね、合併して非常に寂しいことになったという話も聞こえてきます。できる限りこの世羅町で頑張っていくためには是非とも山福田の建築の話だけでなしにですね、それも含めてですが、建物はコンパクトなもの、そして小さい、人口減少の厳しいところを切り捨てるというような考えは毛頭ありません。やはり、お互いに生きていくためには、今後人口減少考えたときにお互いに子どもや孫の将来のために是非とも頑張る。そのために今回敢えて修正賛成の発言といた

します。

○議長（米重典子） ほかに討論はありませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第 33 号 令和 3 年度 世羅町一般会計予算については、「修正案のとおり決定する」ことに賛成の方の起立を求めます。

（起立少数）

起立少数であります。

したがって、議案第 33 号 令和 3 年度 世羅町一般会計予算 は 修正しないことに決定されました。

続いて、議案第 33 号 令和 3 年度 世羅町一般会計予算について、採決を行います。

これより採決いたします。

議案第 33 号 令和 3 年度 世羅町一般会計予算に対する、委員長報告は「否決すべきもの」であります。

本件については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

起立全員 であります。

したがって、議案第 33 号 令和 3 年度 世羅町一般会計予算 は 原案のとおり可決されました。

これより討論に入ります。

議案第 34 号 令和 3 年度 世羅町国民健康保険事業 特別会計予算 について、討論はありませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第 34 号 令和 3 年度 世羅町国民健康保険事業 特別会計予算 に対する委員長報告は、「可決すべきもの」であります。

委員長の報告のとおり決定することに「賛成」の方の起立を求めます。

(起立多数)

起立多数 であります。

したがって、議案第 34 号 令和 3 年度 世羅町国民健康保険事業 特別会計予算 は、委員長の報告のとおり、可決されました。

これより討論に入ります。

議案第 35 号 令和 3 年度 世羅町後期高齢者医療制度 特別会計予算 について、討論はありませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第 35 号 令和 3 年度 世羅町後期高齢者医療制度 特別会計予算 に対する委員長報告は、「可決すべきもの」であります。

委員長の報告のとおり決定することに「賛成」の方の起立を求めます。

(起立多数)

起立多数 であります。

したがって、議案第 35 号 令和 3 年度 世羅町後期高齢者医療制度 特別会計予算 は、委員長の報告のとおり、可決されました。

これより討論に入ります。

議案第 36 号 令和 3 年度 世羅町介護保険事業 特別会計予算 について、討論はありませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第 36 号 令和 3 年度 世羅町介護保険事業 特別会計予算 に対する委員長報告は、「可決すべきもの」であります。

委員長の報告のとおり決定することに「賛成」の方の起立を求めます。

(起立多数)

起立多数 であります。

したがって、議案第 36 号 令和 3 年度 世羅町介護保険事業 特別会計予算 は、委員長の報告のとおり、可決されました。

これより討論に入ります。

議案第 37 号 令和 3 年度 世羅町介護サービス事業 特別会計予算 について、討論はありませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第 37 号 令和 3 年度 世羅町介護サービス事業 特別会計予算 に対する委員長報告は、「可決すべきもの」であります。

委員長の報告のとおり決定することに「賛成」の方の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員 であります。

したがって、議案第 37 号 令和 3 年度 世羅町介護サービス事業 特別会計予算 は、委員長の報告のとおり、可決されました。

これより討論に入ります。

議案第 38 号 令和 3 年度 世羅町農業集落排水事業 特別会計予算 について、討論はありませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第 38 号 令和 3 年度 世羅町農業集落排水事業 特別会計予算 に対する委員長報告は、「可決すべきもの」であります。

委員長の報告のとおり決定することに「賛成」の方の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員 であります。

したがって、議案第 38 号 令和 3 年度 世羅町農業集落排水事業 特別会計予算 は、委員長の報告のとおり、可決されました。

これより討論に入ります。

議案第 39 号 令和 3 年度 世羅町上水道事業会計 予算 について、討論はありませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第 39 号 令和 3 年度 世羅町上水道事業会計 予算 に対する委員長報告は、「可決すべきもの」であります。

委員長の報告のとおり決定することに「賛成」の方の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員 であります。

したがって、議案第 39 号 令和 3 年度 世羅町上水道事業会計 予算 は、委員長の報告のとおり、可決されました。

これより討論に入ります。

議案第 40 号 令和 3 年度 世羅町公共下水道事業会計 予算 について、討論はありませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第 40 号 令和 3 年度 世羅町公共下水道事業会計 予算 に対する委員長報告は、「可決すべきもの」であります。

委員長の報告のとおり決定することに「賛成」の方の起立を求めます。

(起立多数)

起立多数 であります。

したがって、議案第 40 号 令和 3 年度 世羅町公共下水道事業会計 予算は、委員長の報告のとおり、可決されました。

日程第 12 令和 2 年 陳情第 14 号 「黒川自治センター移転新築要望書」を議題といたします。

総務文教常任委員長から、総務文教常任委員会において審査中の令和 2 年陳情第 14 号 「黒川自治センター移転新築要望書」 について、会議規則第 75 条の規定により、お手元に配布しましたとおり「閉会中の継続審査の申し出」 があります。

お諮りします。総務文教常任委員長からの申し出のとおり「閉会中の継続審査」とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。

したがって、令和 2 年 陳情第 14 号 「黒川自治センター移転新築要望書」 については、 総務文教常任委員長からの申し出のとおり、「継続審査」とすることに決定されました。

日程第 13 陳情第 1 号 「今高野山さわやかトイレ改修にともなう陳情書」を議題といたします。

陳情第 1 号 「今高野山さわやかトイレ改修にともなう陳情書」については、所管の常任委員会へ付託してありますので、審査の結果について委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長の報告を求めます。総務文教常任委員長。

○ 4 番（矢山 武）（総務文教常任委員長の報告）

令和 3 年 3 月 18 日

世羅町議会議長 米重 典子 様

総務文教常任委員会

委員長 矢山 武

総務文教常任委員会審査報告

3 月 4 日の本会議において本委員会に付託された陳情は、次のとおり審査したので会議規則第 77 条の規定により報告します。

【開会中の審査】

- 1 開会日時 令和 3 年 3 月 8 日（月） 午前 9 時 00 分開議
- 2 開会場所 世羅町議会 議場
- 3 出席委員 矢山 武、向谷伸二、上本 剛、田原賢司、松尾陽子、
山田陸浩（米重議長）

4 審査事項と結果

- (1) 陳情第 1 号 今高野山さわやかトイレ改修にともなう陳情書
陳情提出者 世羅町障害者の暮らしを考える会 会長 盛次 信晴
陳情の趣旨 この度の今高野山さわやかトイレ改修工事に際し、設置された緊急ブザーの管理方法を見直して、24 時間対応できる警備会社等への管理委託を求めるという要望。

委員の議論 現地確認を行い、今回要望されている 24 時間対応できる警備会社への管理委託による対応は、警備会社が難色を示していると聞いた。

一方で、要望の趣旨でもあるトイレ利用者の体調不良などへの対応方法として、今回設置されたランプ点灯及びブザーについては、これらが設置されている意味の明示が必要であることを指摘した。また、町としても隣接の町施設等への通報方法の改善を検討するとの話があり、まずはこれらの対応を求める。

審査の結果 賛成者なしにより「不採択すべきもの」と決した。

以上、総務文教常任委員会に付託された陳情の審査報告といたします。

○議長（米重典子） ただいまの報告に対して、質疑はありませんか。

○1番（高橋公時） 議長。

○議長（米重典子） 1番 高橋公時議員。

○1番（高橋公時） 先ほど委員長のご報告により賛成者なし、ということは0ということですね。不採択すべきものと決したとあります。この要望にありました24時間体制そのようなことを検討してくれという内容であったと思いますが、回答のところに警備会社が難色を示していると委員長報告ありますけれども、その辺ちょっと、どのような説明であったか、お伺いいたします。

○議長（米重典子） 総務文教常任委員長。

○4番（矢山 武） 詳しい担当課からの説明と言いますか、お聞きしたんですが、詳しい実態は十分私も把握していませんが、トイレ等にそうしたものを設置をするといたずらとかいろんなことがあって、なかなか責任持って管理するということが、公衆トイレの場合むずかしいという、全部がそういう考えかどうかわかりませんが、そういう執行部の考えでした。

○議長（米重典子） ほかに質疑はありませんか。

〔「なしの声」あり〕

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

以上で、総務文教常任委員長の報告を終わります。

これより討論を行います。

陳情第1号 「今高野山さわやかトイレ改修にともなう陳情書」 の討論は、ありませんか。

〔「討論あり」の声あり〕

1番 高橋公時議員。

委員長報告は「不採択すべきもの」でありますので、まず本案に対する賛成討論の発言を許します。

○1番（高橋公時） それでは今高野山さわやかトイレ改修にともなう陳情書について賛成の討論をいたします。

世羅町障害者の暮らしを考える会様より、このたび新たに改築いたしました

今高野山さわやかトイレに関して一つ目として緊急ブザーの管理方法の見直しと予算措置について万が一、万が一何かが起きても想定外の出来事では済まされないと議会に対し現地調査を含め 24 時間対応のできる警備会社等への管理委託並びにその予算措置を検討、検討してくださいという趣旨のものであり、陳情内容はそのとおり、妥当なものであり、町は早急に 24 時間体制にした場合の予算措置またはこうした多目的トイレを完備した観光施設 6 カ所に導入した場合の検討し、予算額を明示し、町として陳情者に対しどこまでの対応ができるかを検討する必要があると私は考えております。私の少しですが、委員外委員として現地調査及び事務調査を拝見いたしました。町はこうした多目的トイレに 24 時間対応の事例がない。このように委員に説明し、その他の対策を検討したところでございます。陳情の趣旨は検討してくださいというものであります。陳情者に対し限りある予算のなかではあります。できる限りに対応を望みたいと考えております。よってこの陳情内容は正当なものであり、全く持って否定するものではないと申し述べ賛成の討論といたします。

○議長（米重典子） 次に反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

陳情第 1 号 「今高野山さわやかトイレ改修にともなう陳情書」 に対する委員長報告は、「不採択すべきもの」であります。

本件について「原案のとおり決定することに賛成」の方の起立を求めます。

（起立多数）

起立多数 であります。

従って、陳情第 1 号 「今高野山さわやかトイレ改修にともなう陳情書」 は 原案のとおり、採択することに決定されました。

日程第 14 総務文教常任委員会報告を行います。

総務文教常任委員長の報告を求めます。総務文教常任委員長。

○ 4 番（矢山 武） （総務文教常任委員長の報告）

令和 3 年 3 月 18 日

世羅町議会議長 米重 典子 様

総務文教常任委員会
委員長 矢山 武

総務文教常任委員会所管事務調査報告

本委員会を次のとおり開会したので、会議規則第 77 条の規定により報告します。

【開会中の事務調査】

- 1 開会日時 令和 3 年 3 月 8 日（月） 午前 9 時 00 分開議
- 2 開会場所 世羅町議会 議場
- 3 出席委員 矢山 武、向谷伸二、上本 剛、田原賢司、松尾陽子、山田睦
浩（米重議長）
- 4 説明員 町長・副町長・財政課長・企画課長・子育て支援課子育て支援
係長・福祉課長・商工観光課長・教育長・学校教育課長
- 5 調査項目及び内容

（1）現地調査

ア．陳情第 1 号に関する現地調査及び執行部の考え方

現地において、財政課、商工観光課及び福祉課のそれぞれの考えを聞き、委員から質疑を受けた。今高野山さわやかトイレの改修により、多目的トイレ内に設置された非常ベルと外部壁面の回転灯の作動を確認した。

常時の警備は難しい点もあるようであり、回転灯及びブザーの設置場所にわかり易い表記、ブザー音量の調整などを求める意見が出た。

（2）令和 2 年度入札発注工事(250 万円以上)の契約及び進捗状況について

入札発注工事一覧により、財政課 2 件、企画課 2 件及び学校教育課 1 件の調査を行った。世羅小学校の空調設備工事について、2 月末現在は 10%進んでおり、現段階で約 20%の進捗状況であり、工期内に終わるとの説明であった。

（3）特別支援教育について

ア．児童数の推移及び環境整備の状況と課題について

全体的傾向は、在籍児童生徒数平成 28 年度 55 人、令和 2 年度 87 人、来年度の特別支援学級の児童数の見込みは 96 人で増加傾向にある。また、来年度小中学校全体で 9 人増の見込みである。特に小学校の在籍児童数の増加が顕著で、中学校はほぼ横ばいである。環境整備としては、世羅小学校が 2 学級増の見込みであり、現在、今年度中の空調設備整備を進めている。

イ. 児童数及び教室数（県内の合併 5 町との比較状況）

世羅町の特別支援学級設置数は小学校 11 学級、中学校 6 学級と県北地域と大崎上島町との 5 町の中では、小学校は過去 5 年間を通じ最も高い割合となっており、中学校においては、今年度は最も高い割合である。

今後、世羅小学校の場合、空き教室の確保が難しい状況である。どこに教室を設置するのかは、まず子ども達の安全面を第一に考えて行う。

(4) 不妊治療の助成について

ア. 令和 4 年からの保険適用に向け、令和 3 年 1 月からの助成拡大に関する町の取組み状況について

助成制度の拡充内容としては、次の 3 点である。1 点目は所得制限の撤廃、2 点目は助成額を 1 回 15 万円(初回のみ 30 万円)から 1 回 30 万円へ増額。3 点目は助成回数を生涯で通算 6 回までを 1 子ごとに 6 回までへ変更、ただし、40 歳以上 43 歳未満は 3 回までに県の支援制度が拡充されたことに伴い、町の支援制度も拡充する。

この助成制度の対象者は、広島県への助成申請による決定を受けた方が世羅町での助成の対象となる。対象者への周知方法は、広島県内の不妊治療ができる病院において、県と町の制度申請を周知されている。令和 2 年度の申請は県・町ともに 7 件である。

(5) 令和 2 年度分財政推計（予算と決算見込み）との比較状況

ア. 令和 2 年度世羅町一般会計決算見込み、起債残高見込み及び基金残高見込み

令和 2 年度の一般会計決算見込みとしては、歳入歳出総額 159 億 3942 万 2000 円は、現年度と繰越予算の合計であり、これから令和 2 年度から令和 3 年度繰越見込み額 26 億 3320 万 9000 円を除いた 133 億 621 万 3000 円が現在の決算見込み額である。

町債残高は、利率の高いものの繰り上げ償還や事業及び投資的経費の抑制と過疎債、辺地債等の交付税措置の有利な起債の活用により、合併当初の平成 16 年度末の約 219 億円から令和元年度決算時 109 億 5000 万円へ半減している。平成 30 年度災害が発生した際には、財政調整基金を約 10 億円取り崩した。財政調整基金残高は 20 億円を確保したい。

(6) 自治センター単位での人口動向・将来人口推計と将来像について

ア. 人口減少と自治センターの今後の活動

令和 42 年までの人口推計では、いずれの地区も人口は減少するが、地区によって減少率が 30% から 50% 位の範囲で異なる。総体的には周辺地域での人口減少率が高い見込みである。

自治センターの今後の活動については、ひとづくり、地域づくりといった活動の拠点施設と位置付けており、集落で安心安全な暮らしが守れる地域づくりに向け、支えあい、助け合いの力を醸成する方向性のなかで今後も推進したい。

(7) 令和 2 年陳情第 14 号 黒川自治センター移転新築要望書に関する執行部の考え方

町としては、現黒川自治センターに改修等に多額の公費を投入している経緯がある中、平成 30 年の土砂災害警戒区域指定、県道からの出入り口や駐車場の課題が示されている。どういった解決策があるか探るとともに、黒川地区内の公共施設の有効活用も含め、地域の方々の意見を伺い、対話する中で対応方法の明確化を図りたいと説明がある。

6 その他（令和 3 年度行政視察について）

県内での先進事例の視察として、広島県府中市の義務教育学校である明郷学園の視察希望があった。

令和 2 年度の行政視察をコロナ禍で取り止めた。視察対象の自治体は、移住定住対策の取り組みが有名な高知県の四万十町、梶原町であった。

令和 3 年度の視察の時期は 10 月頃として視察目的を各委員から今後、出してもらい視察先を検討することとした。

以上、総務文教常任委員会の事務調査報告といたします。

○議長（米重典子） 以上で、総務文教常任委員長の報告を終わります。ただ

いまの報告に対し、質疑ありませんか。

(「なしの声」あり)

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

日程第 15 産業建設常任委員会報告を行います。

産業建設常任委員長の報告を求めます。産業建設常任委員長。

○ 7 番 (藤井照憲) (産業建設常任委員長の報告)

令和 3 年 3 月 18 日

世羅町議会議長 米重 典子様

産業建設常任委員会

委員長 藤井 照憲

産業建設常任委員会所管事務調査報告

本委員会を次のとおり開会したので、会議規則第 77 条の規定により報告します。

【開会中の事務調査】

- 1 開会日時 令和 3 年 3 月 9 日 (火) 午前 9 時 00 分開議
- 2 開会場所 世羅町議会 議場
- 3 出席委員 藤井照憲、上羽場幸男、高橋公時、徳光義昭、久保正道、米重典子
- 4 説明員 町長、副町長、町民課長、産業振興課長、商工観光課長、建設課長、上下水道課長
- 5 調査項目及び内容

(1) 現地調査

ア (株)セラアグリパークについて

(ア) せらワイナリーの経営状況と今後の見通し

コロナ感染症による影響を受け、レストランでは、人数制限も加わり利用が伸びていない。一方、県民公園の利用者は多く、売店での売り上げは伸びている。売り上げベースで対前年比、レストラン△12%、ショップ+17%の状況である。

今後の見通しは、少人数の集客を見越し、ワインラベルの一新など積極的な

販路の拡大に取り組むと共に、イベントの工夫により、賑わいづくりを図る。

(イ) せらワイナリーの醸造の現状と今後の見通し

ぶどう振興計画によるぶどう 7 品種、2 月末現在で完売したものを除くと、15 銘柄のワインを販売している。

今後の見通しは、引き続き、世羅産のぶどうを一定量確保できる見込みであり、品質を重視した更なる製造の強化を図る。

(ウ) ワイン用ぶどうの仕入れ量及び価格の推移

過去 5 年間の推移から今後も 70 t から 90 t 程度で推移する見込みである。ぶどう農家の内、個人農家の後継者不足が極めて重要な課題と考えている。

イ 道の駅世羅について

(ア) 現状と将来展望

コロナ感染症対策に伴う緊急事態宣言が出され、4 月から 5 月にかけて約 1 カ月間の休業などによる来客数の減少が響き、現在のところ例年の 80% 程度での推移となっている。また、キャッシュレスの導入により、売上利益の約 16% 程度を占め、今後増えるものと考えている。

将来展望は、来年の春には隣にホテルが開業する予定で、ここの連携をこの 1 年しっかりと模索しつつ、オープンした時には町内への周遊が促進されるよう、関係者と密接に連携し、この一帯が魅力あるものにしていきたいと考えている。

(イ) 農産物販売と取引条件など

2019 年の実績では、野菜や果物などの一次産品で 3 割強の 1 億円程度となっている。取引の条件は、観光協会の正会員登録の町内居住者又は町内事業者で、町内で生産された農産物としている。農産物を出荷する時には、農産物栽培管理記録の提出を求め、世羅町産の品質の確保に努めている。

(2) 令和 2 年度入札発注工事 (250 万円以上) の契約及び進捗状況について

入札発注工事一覧により、建設課 30 件、産業振興課 3 件、上下水道課 3 件、商工観光課 2 件の調査を行った。

(3) 国・県への要望状況について

広島県では、広島未来チャレンジビジョンに基づく、社会資本マネジメントの基本方針である「社会資本未来プラン」が策定されている。この分野別の道路

整備計画、川づくり実施計画、砂防アクションプランについても、現在策定が進められ、間もなく公表されると伺っている。

令和2年度は、これら広島県の実施計画に本町のインフラ整備計画が位置付けられるよう取り組む重要な1年であった。コロナ感染症対策の影響を受けた中では、広島中央フライトロードが次期道路整備計画の調査区間に位置付けられ、高速交通網の事業計画が促進されるものと期待している。この外、国道432号（賀茂バイパス）、主要地方道甲山甲奴上市線など、道路事業7カ所、河川事業2カ所、砂防事業4カ所の要望を行っている。

（4）宇津戸臭気問題に係る改善勧告の進捗状況について

第4牧場の豚舎改築の状況は、分娩舎1号棟の解体完了、肥育舎5号棟は豚の預託先の調整が整わず、解体できていない。また、離乳舎3号棟の解体、離乳舎4号棟の建設も進んでいない。令和2年度の第4牧場は、肥育舎5号棟の影響から計画どおり進んでいない状況である。事業者の考えでは、第4牧場より第3牧場の施設改善を行いたい旨を地元と話されている。町としても、この考えを支持している。

委員から、「改善勧告に基づく改善の遂行、臭気改善が見込めるのか。」の問いに、「第4牧場が計画通り進まないのので、事業者からの提案を受け、第3牧場の改善を優先する考えでいる。」また、「第4牧場の改善計画事業を完了したのち、次のステップへ進むべきでは。」との問いに、「第3牧場の臭気が大きいので、今の改善計画を見直し、新たに提出の計画書に改善が認められれば、変更を認めたい。」との説明があった。

（5）ごみ収集業務及び粗大ごみ収集状況について

ア ごみステーション設置後3年間の状況及び課題

平成29年度からの3年間の設置数は1,473カ所、平均では491カ所で、今年度1月末時点で512カ所となっている。ごみの収集量は、同じく可燃、不燃系を合わせて5,598t、平均では1,866tで、今年度1月末時点で1,774tとなっている。課題は、ごみステーションの維持管理及び清掃などがある。

委員から、「ごみの量が増加傾向にある。ステーションへの不適切なごみ捨ての状況はどうか。」との問いに、「コロナの影響もあり、今後の様子を見ている。

ステーションに出されたごみを不法投棄として見なすのは難しいが、だれが出してもいいとは思っていない。」との説明があった。

イ セラ香遊ランドでの粗大ごみ収集状況、課題及び今後の対応

可燃粗大ごみは、三原市清掃工場への個人による直接搬入ができないため、セラ香遊ランドに拠点を立てて、集約後に搬出する形態としている。平成31年度からの2年間の利用件数は1,554件、うち今年度1月末時点で852件となっている。収集量は今年度1月末までの2年間で約129tとなっている。

また、不燃粗大ごみは、個人搬入が可能であるが遠距離になるため、同様に拠点収集を行っている。令和2年10月から収集を開始し、今年度1月末までの利用件数は85件、約3t強となっている。

課題は、収集量の増加と不法投棄である。今後の対応は、継続して実施を予定している。

委員から、「個人が持ち込む際、免許証の提示が必要か。不燃ごみが少ないのは周知が足りないのでは。」の問いに、「個人搬入には免許証等による確認がされている。少ないのは、直接搬入が考えられる。」との説明があった。

(6) 上水道事業の県単一化の進展状況について

今年度、県一事業に参画を表明している。本町のメリットは、現在の給水人口が半減した場合、給水1人当たりの原価が3倍になると試算されているが、単一化により給水原価を抑え、料金の大幅な値上げにつながることなく利用できること。老朽化した水道施設の更新費用に、国の交付金を受けることができ負担軽減が図られること。また、水道技術職員の不足も解消されるものと認識し、デメリットはないものと考えている。

委員から、「今年度1月末までの中山間地の市町は参加しているが、沿岸部の大きな市町は不参加を表明している。新たな試算をされての県単一化への参加と見てよいのか。」の問いに、「県が把握している状況では、約半数程度の市町が参画すると見ている。県は、令和3年度以降に準備会を立ち上げるが、準備会での内容は議会にも説明する。」との説明があった。

(7) 飲用水施設整備補助金について

今年度28件の申し込みがあり、4件のキャンセルと交付決定後のキャンセルが1件の5件である。したがって、23件が今年度の交付である。

委員から、「エリアとして水が出なくなったところがあるのか。」の問いに、「水道エリア外の地区で井戸に頼った生活されている皆様にとっては、井戸が大切な生活の一部であり、この事業を継続的に展開したい。」との説明があった。

(8) コロナ禍の農林業経営者の所得への影響について

国・県・町・農協の対応については、①補助金・交付金では、今後も不安定な消費動向が見込まれることから、運転資金や投資資金の確保に影響が予想され、経営継続補助金や高収益作物次期作支援交付金での対応を進めている。②資金では、同様に畜産農家は資金繰り面での影響が予想されるため、農畜産業では、肥育経営体に対するコロナ支援策を創設した農業近代化資金や日本政策金融公庫のセーフティーネット資金等の活用の周知を図っている。また、林業・木材産業の林業者などに対しても、セーフティーネット資金等の活用を周知している。

(9) ぶどう生産の状況について

ア ぶどう生産農家の推移

世羅ぶどう生産組合の組合員数は、減少傾向にあるが、離農の一方で新規就農者が加入し、若干の入れ替わりがある。

イ ぶどう生産量(ワイン用・生食用)推移

直近の5年間では、醸造用ぶどうの栽培面積は横ばいで、9ha前後で推移している。生食用の栽培面積は、平成29年度までは横ばいで推移してきたが、平成30年度に世羅町ぶどう栽培条件整備事業を活用し、43.8a新植され面積は約8.9haとなっている。

委員から、「醸造用会員が今年度2組合減少しているが、やめた理由は何か。また、栽培の指導は。」の問いに、「高齢化により減少した。醸造用ぶどう栽培は、省力化と共に、高品質なぶどうの生産による収益性の向上と、収量の増加を普及専門員を加えて指導している。」との説明があった。

(10) コロナ禍における町の経済への影響について

世羅町商工会の「新型コロナウイルス感染症影響調査」を基に、感染拡大による売り上げの影響調査を説明。実施は令和2年4月27日から5月20日の間、対象者599社、回答率70.8%(424社)。この調査結果、50%以上減少の事業者が28.5%(121社)、25~49%が13.9%(59社)、25%未満が17.9%(76社)であった。この結果では、7割の事業所が売り上げの減少を受けており、影響が限

定的と見られた業種を含め、95%を超える事業者が今後の景況感に不安を持たれていることが確認された。

同じく、世羅郡飲食組合事業運営状況では、調査期間令和2年12月～令和3年1月、対象者24事業所の調査結果を説明。調査期間は、忘年会や新年会の年末年始を調査しているが、コロナ感染症の第3波の影響から総じて事業状況は減少している。特に、1月は50%以上減少の事業者が、75%と極めて厳しい状況となっている。

委員から、「第3波の影響は、飲食店のみならず、どの事業者にも同じように影響が出ている認識はあるのか。また、町独自で均一に町内事業者等に支援を頂きたい。」の問いに、「商工会では、各事業者の確定申告に伴う決算の結果を踏まえ、事業の状況を取りまとめるとされており、それをもって状況把握に努める。また、均一な支援については、国・県或いは近隣市町の状況を見据えて、どういったサポートが必要となって来るのか深く掘り下げたい。」との説明があった。

(11) 商工会会員のコロナ禍による影響の現状について

新型コロナに係る特別貸付の推移及び倒産・廃業等年間の推移については、日本政策金融公庫の新型コロナウイルス感染症特別貸付が29件、信用保証協会が保証するセーフティーネット保証が174件、危機関連保証が15件となっている。次に、商工会会員の廃業状況は、令和2年3月から1年間で25事業者が廃業、うちコロナの影響は1事業者である。また、商工会会員数の推移は年々増加している。

委員から、「廃業の理由は把握しているのか、コロナではない廃業か。」の問いに、「理由は詳細に把握していない。事業承継する者がいないことしかわからない。」との説明があった。

(12) 各指定管理者収支状況について

収支状況及び今後の見通し及び管理料、期間及び施設管理のあり方については、甲山総合交流ターミナル、大見ふれあい市場、西大田ふれあい市場、せらにし特産品センター、せら農業公園、夢高原市場、せらにし青少年旅行村、八田原グリーンパーク、道の駅世羅、世羅の宿ひがしの収入・支出・税引前収支及び指定管理期間、指定管理料の説明があった。

委員から、「指定管理料は必要だが全般的な見直し、独立採算できるところは

譲渡する考えはないのか、いつかの時点で切り替えが必要ではないか。」の問いに、「近隣市町の公の施設の在り方・利活用など、意見を聞く機会や他事例を参考に、好ましい指定管理のあり方について検討を深めたい。」との説明があった。

6 その他

令和3年度行政視察について

光ファイバが整備されるので、サテライトオフィスの先進地や、バイオマス事業の先進地があれば視察したい。

場所の選定は副委員長と相談の上、徳島県を中心に6月の委員会に提案する。視察の時期は、コロナ感染症の状況次第だが、10月を目途に実施したい。

以上、産業建設常任委員会の事務調査報告といたします。

○議長（米重典子） 以上で、産業建設常任委員長の報告を終わります。ただいまの報告に対し、質疑ありませんか。

（「なしの声」あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

ここで昼休憩といたします。再開は13時といたします。

休 憩 12時08分

再 開 13時00分

○議長（米重典子） 休憩を閉じて会議を再開いたします。

日程第16 議会改革調査特別委員会調査中間報告を行います。

議会改革調査特別委員長の報告を求めます。議会改革調査特別委員長。

○11番（山田睦浩） （議会改革調査特別委員長の報告）

令和3年3月18日

世羅町議会議長 米重 典子 様

議会改革調査特別委員会

委員長 山田 睦浩

議会改革調査特別委員会調査中間報告

本委員会を下記のとおり開会したので、会議規則第47条の規定により報告します。

【閉会中の調査】

1. 開会日時 令和3年1月15日（金） 午前9時00分開議
2. 場 所 世羅町議会 議場
3. 出席委員 山田睦浩、田原賢司、高橋公時、上羽場幸男、上本 剛、向谷伸二、藤井照憲、松尾陽子、徳光義昭、久保正道、（米重議長）
以上10名（欠席：矢山 武）

4. 調査事項

（1）議会報告会について

ア 令和3年度の議会報告会は、実施する方向で準備を進める。

開催場所は、13地区自治センター、開催予定時期は5月中旬から下旬頃、時間帯は夜間とし、対面方式により意見交換会を進める。

イ 議会報告会を中止とする場合には、オンラインによるリモート会議形式で「まちの課題」として開催を取り組むことも検討する。

ウ 議員12人全員で13地区へ参加する意見も出されたが、会場により、確保できる広さが異なり、参加者の人数制限が必要となることも考えられるため、今回は、ソーシャルディスタンスを確保するためにも、一つの班は4人程度とする。

エ 各会場への参加する議員は、各会場を地元とする議員を優先的に配置する。

オ 意見交換のテーマは、「各地域の課題」として、活発な意見交換となるようにする。

また、新型コロナウイルス感染症拡大防止を図りながら、状況を確認して議会事務局が会場の確保等を行う。

【開会中の調査】

1. 開会日時 令和3年3月10日（水） 午前11時35分開議
2. 場 所 世羅町議会 議場
3. 出席委員 山田睦浩、田原賢司、高橋公時、上羽場幸男、上本 剛、矢山武、向谷伸二、藤井照憲、松尾陽子、徳光義昭、久保正道、（米重議長）以上11名

4. 調査事項

(1) 議会報告会について

令和3年1月15日の閉会中の本委員会において、令和3年度の議会報告会については、13会場で5月中旬頃に実施する計画としていた。しかし、新型コロナウイルス感染症が全国的に収束がみえないなか、感染拡大防止のため参加割合の多い高齢者の方のワクチン接種2回が行われた後に開催することが望ましいと判断し、開催時期を10月から11月頃として、6月定例会の本委員会で決定することとした。班編成については、3人を1班とし、総務文教常任委員会又は産業建設常任委員会のうちから、2名ないし1名を地元地域優先で編成することで確認された。開催する曜日及び時間帯については、日曜日の午前中とした。

議会としても、Web会議システム「Zoom」を活用した議会報告会の開催等の準備に向け、デジタル化推進小委員会で協議や研鑽をして、全体へ広めるように閉会中から取り組みを行うことを確認した。

以上、議会改革調査特別委員会の調査中間報告とします。

○議長（米重典子） 以上で、議会改革調査特別委員長の報告を終わります。

日程第17 光ファイバ網整備調査特別委員会調査中間報告を行います。
光ファイバ網整備調査特別委員長の報告を求めます。光ファイバ網整備調査特別委員長。

○11番（山田睦浩）（光ファイバ網整備調査特別委員長の報告）

令和3年3月18日

世羅町議会議長 米重 典子 様

光ファイバ網整備調査特別委員会
委員長 山田 睦浩

光ファイバ網整備調査特別委員会調査中間報告

本委員会を下記のとおり開会したので、会議規則第47条の規定により報告します。

【閉会中の調査】

第1. 開会日時 令和3年1月15日（金） 午前9時40分開議

第2. 場 所 世羅町議会 議場

第3. 出席委員 山田陸浩、高橋公時、上羽場幸男、上本 剛、向谷伸二、田原賢司、藤井照憲、松尾陽子、徳光義昭、久保正道、(米重議長)
以上 10 名

(欠席：矢山 武)

第4. 説明員 町長、副町長、企画課長

第5. 調査事項

1 情報通信基盤整備事業の進捗状況について (資料により説明)

令和2年11月24日第7回世羅町議会臨時会以降の事業の進捗状況について報告を受け、質疑を行ったうえで、担当課退席後に委員会としての資料提出要求について全委員の意見を聞き、委員長により取りまとめを行うことで確認を行った。

(進捗状況の説明内容)

- ・12月9日付、情報通信基盤整備事業実施設計施工監理業務を電子入札による5社指名により実施し、応札2社。落札者(株)ダック、落札金額2億20万円(消費税相当額込み)
- ・12月22日付、令和2年度無線システム普及支援事業費等補助金(国庫補助)交付決定。交付決定額3億5290万6千円(交付申請額と同額)

2 資料要求について

委員会として調査に必要な資料要求を行う内容について各委員から意見を聞き、資料要求内容の確認を行った。資料要求する内容は次の事項とし、次回の委員会ではその資料について調査を行うことで確認した。

(資料要求内容)

(1) 光ファイバ網整備による情報通信の将来ビジョン

(どういった事業展開が見込まれているか)

ア 光ファイバ網整備による効果は、町民にどのような利益(恩恵)をもたらすのか。

イ この効果をどのように発揮されようとしているのか。町の将来ビジョンを示すこと。

(2) 今後の5Gの契約の在り方(5Gを三原テレビ放送(株)が整備した場合と他

の事業者が整備した場合) 町と各事業者との契約

(3) 三原テレビ放送(株)と町との契約状況(内容、令和元年度まで5年間の支払い状況並びに契約に基づき(株)三原テレビから世羅町へ支払われる計算方法及び金額)

(4) 三原テレビ放送(株)とのIRU契約(内容・直近での契約更新の経緯等)

(5) 公設民営と民設民営とを比較検討する説明資料(各概算金額、撤去費を含む詳細な費用内容及びサービス内容等)

(6) 町の施設整備更新計画(時期・費用等)

【閉会中の調査】

第1. 開会日時 令和3年1月26日(火) 午前9時00分開議

第2. 場 所 世羅町議会 議場

第3. 出席委員 山田睦浩、高橋公時、上羽場幸男、上本 剛、矢山 武、向谷伸二、田原賢司、藤井照憲、松尾陽子、徳光義昭、久保正道、(米重議長) 以上11名

第4. 説明員 町長、副町長、企画課長

第5. 調査事項

1 光ファイバ網整備について(資料により説明)

前段で、前回1月15日から1月26日までの取り組み経過として、特段の特徴的な折組はなかった旨説明を受けた。次に次の6項目について、提出された資料により、企画課長及び企画情報係長からの説明を受け、質疑を行った。

(1) 情報通信の将来ビジョン(資料により説明)

令和3年度中の町内全域の光ファイバ整備完了により、整備後の5G・IoT等の高度無線環境の実現をはじめ、様々な分野でのデジタル化推進の基盤として有効活用する考えであり、具体的な施策は、今年度中に策定する長期総合計画後期基本計画(以下、「後期基本計画」という。)へ明記する。その主な基本方針は2項目あり、1項目目は高速の通信基盤の整備等による情報通信基盤の拡充を推進する。2項目目は、地域デジタル化の推進による利便性の高い魅力と活気のある地域社会となるように行政と地域の連携のとれたデジタル化の推進をする。

(質疑1) 住民が受ける恩恵・メリットは具体的に何か。

(説明1) 世羅町としては、令和5年度までに光ファイバ整備を行う計画で進めてきた中、今年度策定中の後期基本計画等でしっかり明記し、町の方向性を確立したうえで、具体的に整備を進める予定でいた。国の新型コロナウイルス感染症拡大を受けた整備前倒しに対して、整備が先行する形となり、現時点で住民の利便性が具体的にどうなるか事細かな説明は難しいが、住民の利便性向上と行政の業務効率向上について具体的な施策、事業を可能な限り早く明らかにして進めたい。また、光サービスの利用料金、サービスの内容について住民へわかりやすく説明する予定である。

(質疑2) 光ケーブルの考え方は数年前からあったと考えるが、具体的な利用方法や利便性が整理されていないことは大いに問題がある。技術革新が進む中で、今から光ケーブル設備へ公設として費用をかけて得られる効果への考え方やこれまでの調査内容はどうか。

(説明2) 将来的にも今回整備する光ファイバ網は十分活用可能と現時点では考えている。

公設で今回整備することで進めているが、未来永劫公設でいくかは、国のガイドライン等にも示される民間譲渡という視点も持って進めたい。

(質疑3) 光ファイバ整備の後発組である世羅町は、この設備を活用できる人材育成が必要ではないか。

(説明3) 人材確保がたいへん重要になる。国の事業の活用等により、県等からの専門家派遣等の活用も含め、適切に人材確保や職員のスキル向上・人材育成へつなげたい。

(2) 今後の5Gの契約の在り方(資料により説明)

(説明) 世羅町全域にかかる5G整備は大手携帯電話会社4社で今後進められる見込みである。1社は本年3月末までに役場周辺地域でサービス提供開始予定である。

ローカル5Gは、地域の産業や個別のニーズに応じて、企業や自治体等がスポット的に構築可能な5Gシステムであり、その整備は携帯電話事業者による5Gの整備状況など今後の動向を踏まえ検討を行いたい。

(質疑1) 5Gの展開は大手通信事業者の事業展開を待つ必要があると理解した。

(説明1) 5Gが展開されない地域に対して、ローカル5Gサービスの展開も検討の必要があると考える。現時点では状況を見守る中で、町として必要な事業展開は検討していきたい。

(説明) 関連のある項目(3)、(4)、(6)の3項目の説明

(3) 三原テレビ放送㈱と町との契約状況(資料により説明)

三原テレビ放送㈱から世羅町への支払い分、平成27年度から令和元年度までの5年間分並びに基金は、平成26年度設備更新の際に1000万円取り崩し、令和2年3月末の基金残高1588万165円である。

(4) 三原テレビ放送㈱とのIRU契約(資料により説明)

IRU(破棄し得ない使用权)により、他者が所有する線路設備を自らの電気通信回線設備として調達することを可能としたもので、世羅町と三原テレビ放送㈱の当初契約は、平成20年4月1日から平成31年3月31日までで行い、現在は更新して使用期間を令和11年3月31日までの契約としている。

(6) 町の施設整備更新計画(資料により説明)

光ファイバ網整備後の令和4年度から令和23年度の20年間分の運用に係る経費と設備更新に係る経費の概算の資料を提示し内容説明。この20年間の経費概算額は1億9450万円の見込み。

(質疑1) 加入率が高ければ利益も出てくる。現在の加入率との兼ね合いの考え方は。

(説明1) 加入率については、長期総合計画中の目標では50%を記載している。資料の表には、実績の額で記載している。町としては、設備の20年間の更新経費1.9億円超を可能な限り基金で対応できるように三原テレビ放送㈱との追加賃借料の協議を行いたい。

(質疑2) 世羅町が三原テレビ放送㈱へ令和元年度で約2300万円支払っている。世羅町の利益で計上にならないのか。年間500万円が毎年かかるのか。そして自主放送番組制作業務1800万円で年間何本制作しているのか。また、CMTS保守は、年間800万円世羅町が支払っている関係と電柱共架料が約1600万円から今後約2100万円に増加する理由について

(説明2) 自主放送システム使用料492万8千円は、約3500万円弱整備にかかったものを7年間で支払う計画とし、債務負担行為としている。492万8千円の

内訳は約 210 万円が番組制作に係る費用、約 200 万円がデータ放送にかかる費用、保守費用約 80 万円。自主放送番組制作業務では、「せらなび」毎週火・金曜日に更新偶数時間の放送が年間約 103 本、奇数時間のところでの食育、子育て、社協等放送は週 1 回更新で、年間約 52 本、毎月月末に総集編を放送、随時選挙・年頭の挨拶・イベント等特別企画番組 5 本程度、町議会一般質問再放送等年間 8 本程度放送で 150 本以上。

CMTS の保守は、当初は無く、機器を更新した際に保守料を負担しないとメーカーでの修理対応できないため途中から発生した。今後 IRU 契約を協議する中で、機器の保守の負担は進めていきたい。

電柱の共架料は、光ファイバ網整備により、約 3500 本新たな電柱共架が必要と見込まれる。共架料を 1 本 1320 円/年として概算している。また、敷地料も自営柱の約 500 本増が見込まれる。電気代については、現在年間約 800 万円かかっているものが、同軸ケーブルの場合に 280 箇所を設置している無停電電源装置が不要となることに伴い電源が削減される。必要となる電気代約 230 万円/年の内訳は、約 180 万円が南館の世羅局舎の電気代、50 万円がせらにし支所中継所の電気代（光ファイバの通信距離が 20km を超えるため必要）

（質疑 3）IRU 契約の見直しの交渉をすと言われたが、2 年前に 10 年間の更新をしているが、利益の分配を今から見直しできるのか。また、どの位の基金積み立て額の増を持って交渉に臨まれるのか。三原市の状況はどうなっているのか。

（説明 3）この件は、三原テレビ放送㈱と事前に話をしており、光サービスを令和 4 年度から展開していくにあたり、利用料金の見直しは必要であり、住民の方にも明確に説明が必要である。設備更新経費をできるだけ基金で捻出することが理想である。三原テレビ放送㈱の経営の視点や考え方も聞く中で、一定程度の妥協点を見出す必要があるのか町内部で協議し決着点を見出したい。三原市の状況は把握していないが、久井町が公設公営、大和町が公設民営で三原テレビ放送㈱が運営、旧三原市区域が民設民営で三原テレビ放送㈱が独自に事業展開している。

（質疑 4）先に整備している 200km の光ファイバは 10 年経過している。NTT の架空線の耐用年数の基準 15 年に対し、残り 5 年の設備更新経費の計画の裏付

けは何か。

(説明4) 現在整備に係る実施設計を業者に発注している。その業者に今後20年間の必要経費を確認する中で、作成したものであり、全面張替えで無く部分的な維持管理の補修の中で対応することで確認している。

(質疑5) 令和3年度末までに工事が完了しない場合、国の補助金の関係はどうか。1年間延長できるのか。

(説明5) 国の補助金の予算が令和2年度予算で繰越して令和3年度となるので、原則としては令和3年度中に終わらせなければならないとなる。町としても令和3年度中の工事完了を進める。万が一令和3年度中に工事が完了しなかった場合について、国の総合通信局へ確認中であるが、現在回答はまだない為、現時点では、お答えできない。また、補助対象の幹線部分と補助対象外の引込の工事が完了できない場合も確認中である。

(質疑6) I R U契約の見直し対応を柔軟に対応する必要があるのではないか。

(説明6) 現在I R U契約は令和11年3月31日まで両者合意しており、この期間短縮は当然協議を申し入れ、両者が合意すれば可能であるが、自主放送システム使用料を7年間の複数年契約しているうえ、サービスを利用されている町民に次どうするのか見えない中でただ単に契約を打ち切るとか、期間短縮をする訳にはいかない。将来その先のところが明確になった段階でそうしたところも協議可能と考える。

(5) 公設民営と民設民営とを比較検討する説明資料(資料により説明)

(説明) 公設民営は国の補助金公募申請資料等から作成し、民設民営は民間事業者の説明資料を基に作成した。公設の場合の整備費用は19.8億円(財源として国費はインターネット通信部分7億581万円余り部分が補助対象・補助率1/2で3億5290万6千円、コロナウイルス交付金は現時点で2.5億円を見込み、第3次限度額の配分によっては増額可能を見込んでいる。県補助金は放送部分に対するもの約4億円のみ込み。町の負担9.8億円は合併特例債の対象となり、95%の約9.3億円が合併特例債で借り入れ可能、この70%の約6.5億円が交付税で世羅町に戻る。町の実質負担額は、これらを差し引いた約3.3億円)

民設民営は、既存の世羅町が整備している設備は使用されず、全て民間事業者の設備で整備される。整備費用が16.5億円で民間独自のTV整備費用0.3億円

を含む。(財源として国費は約 13.9 億円が補助対象・補助率 1/3 で約 4.6 億円、ただし、既存の光ファイバ整備部分は重複して整備するため、補助対象外の可能性がある。)

コロナウイルス交付金は現時点で 2.5 億円を見込み、ただし、民設の場合は、整備費の 16.5 億円から補助対象の 13.9 億円を差し引いた約 2.6 億円が活用限度額となる。県補助金は放送設備に対する部分のため 0 円、町の負担 9.4 億円は合併特例債の対象となり、95%の約 8.9 億円が合併特例債で借り入れ可能、この 70%の約 6.3 億円が交付税で世羅町に戻る。町の実質負担額は、これらを差し引いた約 3.1 億円)

次に整備費用以外の経費について説明

公設の場合、維持管理費は 20 年間で約 1.6 億円、町負担の 1/2 が特別交付税で算定され、0.8 億円が実質の町負担となる。

更新改修費 1.9 億円は過疎対策事業債の対象となり、交付税措置され、約 1.3 億円がもどる。次に撤去費は光ファイバ化で不要となる同軸ケーブル部分の費用で、令和 4 年度に撤去するように考えている。4.5 億円の 95%の約 4.3 億円が合併特例債の対象となり、交付税措置で約 3 億円戻る。20 年間の町の実質負担総額は約 6.2 億円となる。

整備費用以外の経費について、民設の場合の町の負担額は、維持管理費は民間事業者負担で 0 円。更新改修費も 0 円、自主放送を継続する場合は、自主放送機器更新 0.6 億円は必要。撤去費は約 8 億円(局舎の機器設備、既存の光ファイバや同軸ケーブル網、自営柱などの全て撤去。ただし、この試算は町で行っている)この撤去費は合併特例債の対象外となる。民設民営の場合の設備撤去は、民設での整備完了後にせらケーブルネットのサービスを全て終了後に行う。20 年間の町負担は約 11.1 億円(整備に係る町の実質負担約 3.1 億円と撤去費約 8 億円)(質疑 1) N T T 説明資料はいつの時点のこういった資料か。

補正予算審議の際には資料はないと言われたが、令和元年 7 月の資料は文章によるものか。

(説明 1) 令和元年 7 月に営業の提案として世羅町に来庁され、説明があったもの。見積書が無い旨申し上げたもの。書類であるが、数字は約幾らという表現であり、精度は低いと認識している。

(質疑2) 公設民営方式の資料は、入札に使える資料で、民設の資料はそれより精度が低いということか。

(説明2) 公設民営は令和3年1月22日時点のもので、直近の非常に精度の高いもの。民設民営のものは、検討する時点におけるもので、精度的にはあまり高くないのものと比較となる。

(質疑3) 資料をみると公設民営よりも民設民営がいいのではないか。なぜ公設民営を選択するのか。

(説明3) 資料記載のとおり、将来20年間での町の実質負担総額において、公設民営の方が民設民営よりも低いと考えている。そのもっとも大きい要因は撤去費である。

民設民営で整備される場合は、現在世羅町が整備している光ファイバケーブル、同軸ケーブル、自営柱その他設備等を全て撤去する必要がある、多額となる。公設民営の場合は既存設備のうち、引き続き使う部分があり、撤去費が少なくなる。将来的には民間移譲も視野に取り組む。以上の観点で公設民営を選択した。

(質疑4) 撤去費は全部で8億円かかり、20年間の町の実質負担が11.1億円に対し、公設民営が6.2億円との説明だが、既存の光ファイバケーブルは10年経過している。後5年で耐用年数15年となる。既存のものを使うので4.5億円で済むという話だが、長期の保守や設備更新等が必要になる。そのとき民設民営が有利と考える。また、周辺部ではケーブルテレビがないとテレビが視聴できないことが大きな課題なのか。

(説明4) 町としても、ご指摘のとおり町民の利益を最優先に考えており、その中には町民の負担軽減が含まれると考える。ケーブルテレビによってテレビの視聴が可能となっている地域では、サービスの継続は重要とは考えるが、民設民営の場合もテレビ視聴は可能と考えるので、テレビが特に重要な部分ではない。ただし、自主放送が継続できるかは現状では不明である。

(質疑5) 公設民営の資料と民設民営の資料では、その金額の精度に差があるとの話であるが、民設民営について最新ののもでもう少し詳しいもので比較が必要である。

全般的に言えることであるが、全協、特別委員会や補正予算の時もであるが、委員の勉強する時間が短すぎる。時間をいただかないと良い町政が出来ないの

ではないかと考える。予め準備して書面で出してもらいたい。

(説明5) 指摘については、しっかり受け止める。しっかり審議いただける、そして、理解いただける資料等の準備をしなければならないと強く認識した。足りない点等ご指摘いただければ資料準備の精度も高まると考えている。現在、町としては、公設民営で進めており、町から民設の資料を民間事業者へ要求するのは難しいというのをご理解いただきたい。

2 資料要求について

委員会として調査に必要な資料要求を行う内容について各委員から意見を聞き、資料要求内容の確認を行った。資料要求する内容は次の事項とし、次回の委員会ではその資料について調査を行うことで確認した。

(資料要求内容)

(1) 光ファイバ網整備後には、町民へどのような恩恵があるのか。

世羅町第2次長期総合計画・後期基本計画及び世羅町第2次まち・ひと・しごと創生総合戦略等による町民が受けられる利益や各サービスがいつ頃受けられるのかを示す工程計画表の提示

(2) 三原テレビ放送㈱とのIRU契約の計算にかかる詳細な資料(1月26日に口頭で説明された三原テレビ放送㈱の世羅町分の計算根拠の決算金額)

(3) 町企画課からNTTへの資料請求は困難との回答があり、本特別委員会からNTT西日本広島支店へ民設民営による費用の最新のものを資料として提供を依頼する。

【閉会中の調査】

第1. 開会日時 令和3年2月8日(月) 午前9時00分開議

第2. 場 所 世羅町議会 議場

第3. 出席委員 山田睦浩、高橋公時、上羽場幸男、上本 剛、矢山 武、向谷伸二、田原賢司、藤井照憲、松尾陽子、徳光義昭、久保正道、(米重議長) 以上11名

第4. 説明員 町長、企画課長

第5. 調査事項

1. 進捗状況について（資料により説明）

2月1日 広島県情報通信基盤整備事業費補助金交付決定 交付決定額
467,339千円

2月2日 建設工事指名業者選定委員会にて工事名等決定

工事名 情報通信基盤整備事業、入札方法 一般競争入札（電子入札）

資格要件該当者 37者

2月3日 新型コロナウイルス対応地方創生臨時交付金第3次交付限度額通知

新型コロナウイルス感染症対応分 35,469千円

地域経済対応分 146,764千円

国庫補助裏負担分 286,627千円（見込み） 計 468,860千円（見込み）

光ファイバ整備工事へすべて充てるということではなく、新型コロナウイルス対応として、様々な事業者支援をしっかりと支援する。最終的な残り等を光ファイバ網整備へ回す。

当面の予定について

2月上旬～ 情報通信基盤整備事業実施設計施工監理業務 共架柱調査実施

2月上旬～3月上旬 情報通信基盤整備工事 閲覧・入札執行

2月中旬～3月上旬 放送ネットワーク整備支援事業費補助金申請希望団体へ
配分内示

3月中旬 情報通信基盤整備工事 落札決定の予定

放送ネットワーク整備支援事業費補助金は、国の第3次補正、国全体で11億円。
この補助金の活用ある場合、工事請負契約の時期が3月下旬の見込みとなり、活用しない場合は、3月中旬の予定である。

（質疑1）副町長不在の中、担当課のみで説明はわかるが、町長退席せずがよい
と考える。また、町の補助金の予定額が決まっていないと聞いた。補助金活用し
ない場合の財源をどう考えているのか。

（説明1）内部での協議はしっかり行っている。本日の話も伝える。

光ファイバの整備は放送部分と通信部分がある。既に国の交付決定受けた高度無線環境推進事業は通信部分の補助金。放送ネットワーク整備支援事業費補助金は放送部分の補助金。これとは別の広島県の補助金は、放送部分の補助金で

あり、交付決定を受けている。国と県の放送部分の補助金の違いは、国の補助は引込線までが対象（ただし、宅内は対象外）。県の補助金は局舎からクロージャまでで引込は対象外。しかし、国の放送ネットワーク整備支援事業費補助金は、総額 11 億円と非常に小さい規模で全国の自治体の活用意向が全くわからない。現在補助金の申請意向を表明しているが、減額幅をみながら有利な方法を判断して進めたい。

（質疑 2）令和 3～4 年度に国において地域デジタル社会推進費 2000 億円が組まれるが、活用できるか情報を入れて欲しい。また、地方創生臨時交付金第 3 次確定し、全体で 4 億 6800 万円のうち、新型コロナウイルス感染症対応分が 3500 万円、この交付金は、光ファイバ整備が先ではないことを再度指摘する。

（説明 2）地域デジタル社会推進費は地方交付税算定の話であり、交付税の決定に関する部分であり、純粋な一般財源の部分である。特別にデジタル推進に充当するものではない。

使用方法は全町的に考える必要がある。新型コロナウイルス感染により大きな影響を受けている事業者等への支援が最優先であることは、そのとおりであり、町としてもそのようにする旨説明してきている。最終的に残ったところは光ファイバへ充当する。

（1）光ファイバ網整備には、町民へどのような恩恵があるのかについて

（説明）資料により説明

（質疑 1）このロードマップはどこまで公認されているのか。町民がどういう恩恵を受けるのかが一番のポイントであり、住民周知はどの様に考えているのか。

（説明 1）ロードマップについては、各担当課とのやりとりの中で作成し、最終的には町長も確認されている。これを特に住民の方々へ公表することは考えていない。あくまでも長期総合計画後期基本計画について公表し、来年度以降 5 年間の取り組みを進める。

（質疑 2）デジタル化により、いい部分と悪い部分が出てくる。せらまちタクシーの Web 予約は若い方、学生の人しか使えない。アナログな部分、デジタルに対応できる部分、住民サービスに差異がでないような取り組みは必要になってくる。また、世羅町はサテライトオフィスや ICT の後発組であり、世羅町の強みを

発信することが重要である。

(説明 2) せらまちタクシーの Web 予約の部分について、現在の電話予約も継続し、選択肢を増やす方向でご理解いただきたい。サテライトオフィスについての環境整備、支援策を検討してまいりたい。明確になった段階でしっかり情報発信していきたい。

(2) 三原テレビ放送㈱にかかる説明

(説明) 別紙資料により説明

三原テレビ放送㈱の決算により純利益に対して世羅町へ追加賃借料を納付されている。今回令和 2 年度分の IRU 賃借料を整理する中で、令和元年度分の修正事項が生じた。納付済み額 492,465 円に対し、修正後の利益分配金は 5,125,669 円となり、差額 4,633,204 円を納付される。これは、特別損失に係る部分の法人税を按分する方法が誤ったことが原因である。その他の決算数値に変更はなし。

(質疑 1) 修正資料をみて驚いた。利益がこれだけ大きく前年と違う理由を把握しているのか。

(説明 1) 利益が上がってきた理由は、設備機器の償却期間の終了による何百万円という経費の減額が影響している。今後の設備投資を見据えて令和 2 年度まで追加利益が 300 万円程度見込まれる。

(質疑 2) 世羅町から三原テレビ放送㈱への支払いで、自主放送のシステム使用料と制作業務で 2300 万円余り支払いがあるが、世羅町分の売り上げに計上されていないのはおかしいのではないか。売上原価 1800 万円は番組制作の経費か。

(説明 2) これは、世羅町が独自に行っている自主放送に係るもので、町直営では制作できないので、1820 万 3 千円の業務委託により作成している部分であり、三原テレビ放送㈱の事業分となる。また、番組制作に係る機器を以前は世羅町が整備して使用していたが、町が高額な設備を所有するのではなく、三原テレビ放送㈱が所有する設備を使用するほうが安価であり、492 万 8 千円支払っている。これも三原テレビ放送㈱分の収入となる。これは、前回の資料 12 ページにある三原テレビ放送㈱との覚書第 2 条の地域情報ネットワークの記載がある。これは、世羅町の自主放送、せらなび等の動画部分である。第 2 項では、前項による地域情報ネットワークの運営にかかる経費は、世羅町が負担するものとする。と

している。世羅町が IRU 契約で三原テレビ放送㈱へ貸してある機器については、無償で提供するものとなっている。また、売上原価にあがっている番組制作費は、CS、多チャンネルサービスについて三原テレビ放送㈱が契約者数に応じて CS 等へ利用料を払っているものである。

(質疑 3) 売上として三原テレビ放送㈱に計上されているのなら、これにかかる人件費等も含めた経費は本体で引き必要がある。その辺は精査されているのか。

(説明 3) 現在の番組制作で依頼しているのは、役場南館で令和元年度は 2 人体制、今年度は 3 人体制で制作された。世羅町分の職員 2 名の給与は元の分母から除かれており、世羅町分の人の給与が世羅と三原に按分されていない。

(質疑 4) これまで三原テレビ放送㈱の世羅町分の収益はわずかであると説明を受けてきたが、世羅町部分の利益がかなり大きい。何を持ってそういわれたのか。

(説明 4) 売上合計では、MCAT 分 5 億 5700 万円、世羅町分 1 億 4900 万円という状況であり、MCAT 分の収入が大きい。この度の追加使用料の修正は大変遺憾に思うし、町としてもしっかりと精査する必要があると反省している。また、現在 IRU 契約見直しの協議を始めている。4 月以降は新たな IRU 契約に沿って進めることは三原テレビ放送㈱とも確認している。この協議の中で、利用料、保守をどうするかで追加賃借料がどの程度見込めるか明確となる。

(質疑 5) 追加賃借料の修正は、この度の資料要求と時期が重なっている。偶然なのか信憑性が薄い資料が多い。資料要求し、話を聞く。

(説明 5) 町民の利益を最優先に考えている。その中で大規模修繕等、長期的視点での必要な経費の捻出方法も重要である。町民の利益を最優先に考えながら、協議の経過等、透明性を担保する中で、委員の意見をいただき、理解いただけるよう取り組みを進める。

2 資料要求について

委員会として調査に必要な資料要求を行う内容について各委員から意見を聞き、資料要求内容の確認を行った。資料要求する内容は次の事項とし、次回の委員会ではその資料について調査を行うことで確認した。

(資料要求内容)

(1) 三原テレビ放送㈱との IRU 契約の計算にかかる詳細な資料 (2 月 8 日に

提示された三原テレビ放送㈱の世羅町分の計算根拠の決算金額)と同様な資料について、当初から全ての年度の提出を求める。

また、2月8日の本委員会で修正のあった IRU 契約に関する資料の修正前の資料の提出を求める。

(2) IRU 契約に係る三原テレビ放送㈱の決算書の写し並びに貸借対照表については

上記(1)損益計算書と同様に世羅町分を別途記載したものの提出を求める。

(3) 資産形成の経過について

当初から令和2年度までの三原テレビ放送㈱及び世羅町の資産状況を確認するため、固定資産台帳の写しの提出を求める。

【開会中の調査】

第1. 開会日時 令和3年3月10日(水) 午前8時56分開議

第2. 場 所 世羅町議会 議場

第3. 出席委員 山田睦浩、高橋公時、上羽場幸男、上本 剛、矢山 武、向谷伸二、田原賢司、藤井照憲、松尾陽子、徳光義昭、久保正道、(米重議長)以上11名

第4. 説明員 町長、副町長、企画課長

第5. 調査事項

1 光ファイバ網整備の進捗状況について(資料により説明)
(説明)

2月8日 広島県から連絡があり、国の第3次補正の放送ネットワーク整備支援事業費補助金を活用した場合は、国の補助対象部分については、広島県情報基盤整備事業の補助対象外となる。

2月8日 総務省から連絡があり、国の第3次補正の放送ネットワーク整備支援事業費補助金について、申請希望団体への配分連絡があり、世羅町の配分予定額は、希望額438,492千円の1/2程度。

国の補助金を活用した場合、県の補助金が重複して活用できない為、同日、放送ネットワーク整備支援事業費補助金を活用しない旨総務省へ連絡した。

2月10日 情報通信基盤整備工事入札公告実施

閲覧期間 2月10日～2月28日、入札方法は電子入札の一般競争入札。一般競争入札の資格要件該当者は37者。(別紙、選定委員会資料により説明)

2月10日 新型コロナウイルス対応地方創生臨時交付金の第3次交付限度額通知受領。国庫補助裏負担分287,863千円。(前回内示額から1,236千円増額)

2月3日通知済みの新型コロナウイルス感染症対応分35,469千円と地域経済対応分146,764千円と合わせ、第3次交付限度額、合計470,096千円
(別紙、コロナ交付金 実施計画資料により説明)

3月3日 情報通信基盤整備工事の開札(別紙、入札管理システム資料にて説明)

応札者1者、予定価格1,613,113千円(税抜き)

入札金額1,610,000千円(税抜き) 落札率は99.8%

落札候補者 ㈱NTTフィールドテクノ中国支店

所在地 広島市中区上八丁堀6-65(本社 大阪市)

常勤職員数18,339人

(2) 今後の予定について

現在、情報通信基盤整備工事仮契約の締結に向け準備実施中、3月15日までには仮契約締結予定。

請負金額1,771,000千円(税込み)、

請負者 ㈱NTTフィールドテクノ中国支店

3月18日 情報通信基盤整備工事の工事請負契約締結議案を議会へ提出予定。

議決日の翌日の3月19日に工事着手となる予定。

(質疑1) 前回から新型コロナウイルス対応地方創生臨時交付金が4億7000万円増、今後の財源について変動見込みはあるか。また、落札業者の会社概要、過去の公共工事の受注状況、受注金額、工事規模等はどうか。

(説明1) 新型コロナウイルス対応地方創生臨時交付金3次の通知が最後であり、金額は変わらない。落札者の会社概要は、電気通信事業者であり、電気通信関係を主に工事している。10億円以上の公共工事实績は、宮崎県高千穂町21億6000万円、鳥取県智頭町10億6000万円、島根県隠岐の島町10億9000万円、島根県古賀町18億円、島根県美郷町13億円、神石高原町19億円。

平成19～20年で世羅町情報基盤整備CATV工事をした際、元受け業者NTT西

日本中国で、当時 NTT ホームテクノ中国が一次下請負者として世羅西エリアの工事をされた経過がある。その後、平成 25 年 10 月に現在の社名に変更。

2 光ファイバ芯線等の賃貸借に関する契約について（別紙資料により説明）
（説明）加入金については、現在 22000 円、テレビ宅内工事は別途 4400 円からとなる。

見直し後、加入金は 55000 円となる。ただし、令和 3 年度のキャンペーン期間中は、現状の 22000 円にしたいと考えている等料金見直し内容の説明を受け、質疑を行った。

町としても、IRU 契約の追加賃借料を現在協議中であり、基本的には一定程度 IRU の基金積立により、大規模更新・改修に備えたいという思いがある。

工事の際に現在のサービス利用者への配慮と早期のサービス提供につながるように指摘を行った。

3 要求資料による説明と質疑（別紙資料により説明）

（1）三原テレビ放送㈱との IRU 契約の計算にかかる詳細な資料（2 月 8 日に提示された三原テレビ放送㈱の世羅町分の計算根拠の決算金額）と同様な資料について、当初から全ての年度の提出を求める。

また、2 月 8 日の本委員会で修正のあった IRU 契約に関する資料の修正前の資料の提出を求める。

（別紙資料により説明）

（質疑 1）担当課が資料を確認していたかということで資料請求した。売上原価で MCAT 分だけ何故減るのか。

（説明 1）売上高の通信料収入について、住民が利用しているインターネットについては、IT 利用料へ計上。この通信料収入は、企業などの専用回線の利用料が計上されている。世羅町内では企業専用回線サービスが行われていない為、計上されていない。ただし、世羅町では来年度から GIGA スクール用の専用回線を使用開始する為、令和 3 年度からは売上に計上される。

また、通信費が令和 2 年度合計 5400 万円、令和元年度合計 8900 万円、平成 30 年度 1 億 3800 万円と大幅に減少している。主な原因はインターネット回線を

接続する際の三原テレビ放送㈱よりも上位の回線への接続料金の関係である。同軸ケーブルである世羅町の場合、上位回線はソフトバンクとなる。三原市の光サービスはNTTビジネスソリューションズを上位回線として使用。この部分が平成30年度で9400万円かかっていた。これは、OCN経由でNTTとの契約を直接契約へ変更し、令和2年度では6000万円余りへ減額した。ただし、平成31年4月の切替実施による為、経費は一度に減額されたが、三原テレビ放送㈱の決算期10月-9月により、決算では段階的な減額となったもの。世羅町は光サービス分は関係ない。

世羅町分が減額された要因は、上位回線のソフトバンクへの接続に関して三原テレビ放送㈱の機器のネットワーク構成の変更によるバイパスルートの設置によるもの。平成30年度約3100万円が平成31年度約2300万円と約800万円減額した。同軸ケーブル部分は、三原市の三原テレビ放送㈱の自主エリアと幸崎町分があり、上位回線の使用料を契約件数で按分して支払っている。

インターネットサービス利用者数及びデータ容量が大きくなり、平成31年から令和2年にかけて、通信量が大きくなっている為、上位回線料が増加している。

世羅町分が光ファイバになった際の上位回線が現在未定である。

(質疑2) 長期借入金の減少具合が毎年8000万円から9000万円である。ここ2年増加、三原テレビ放送㈱のことであり、長期借入金的大幅な変動について回答可能か。

追加賃借料はこれらを基に計算されるので、きちんと確認をして、世羅町が不利な契約をしているという懸念を持たれないようにして欲しい。また、IRU契約の交渉もしっかりしてもらいたい。

(説明2) 詳細は三原テレビ放送㈱のことであり不明であるが、長期借入金は返済計画により、返済されている。借入金減に伴う現預金の減については、貸借対照表では、日々の変動の状況が明示されないためである。

IRU契約の協議については、町の負担を軽減できるように協議にあたっていきたい。今回の修正については、担当課としても十分に点検出来ていなかった点を深く反省している。今後においては毎年提出される三原テレビ放送㈱の収支報告書しっかり点検してまいりたい。

(質疑3) 収支報告書の特別損失が世羅町分で計上されている。前年度に受けた

賃借料であるが、利益から損失に上げられるのは納得できない。

(説明3) 世羅町へのIRU契約の支払いは三原テレビ放送㈱の会計年度終了後となる関係で、翌年度の会計処理となるためである。今後どういう計算方法になるか現時点ではわからないが、追加賃借料が入って来るだけの利益確保が必要である。加入促進に努め、収支報告等についてもしっかりと精査点検するなかで町民に不利益が生じないように精一杯努めたい。

(2) IRU 契約に関係する三原テレビ放送㈱の決算書の写し並びに貸借対照表については

上記(1) 損益計算書と同様に世羅町分を別途記載したものの提出を求める。

(別紙資料により説明)

(質疑1) IRU契約の三原市分答えたか。本郷町分の契約はどうなっているのか。

(説明1) 三原市の方が、三原テレビ放送㈱の民設民営のエリア、大和町外の公設民営エリア、本郷町エリアが公設公営エリアで指定管理者として三原テレビ放送㈱が管理運営と保守を行っている。3つの違いによる管理運営が行われている。収支報告については、世羅町と3つのエリアを合計して表示している。世羅町として、情報提供可能かどうか働きかけを行いたい、三原市と三原テレビ放送㈱との契約が関係するので、開示可能かは不明である。出来るだけ収支報告のところが明確になるべきという指摘はしっかり踏まえるが、町として出来る限り精査点検に努めたい。

(3) 資産形成の経過について

当初から令和2年度までの三原テレビ放送㈱及び世羅町の資産状況を確認するため、固定資産台帳の写しの提出を求める。

(別紙資料により説明)

(質疑1) 資料要求した資料により、除却損の計上をチェックし、適正に処理されていることを確認したので質問はない。

以上、光ファイバ網整備調査特別委員会の調査中間報告とします。

○議長(米重典子) 以上で、光ファイバ網整備調査特別委員会の報告を終わります。

お諮りいたします。

会議規則第45条の規定に基づき、本会議の議決の結果、その他条項、字句、数字、その他整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声]

ご異議なしと認めます。

したがって、条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決定しました。

以上で、本定例会に付された事件は、全て終了いたしました。

これをもって、令和3年第1回世羅町議会定例会を「閉会」いたします。

(起立・礼)

閉 会 13時59分

会議の経過を記載してその相違のないことを証するためここに署名する。

議会議長

署名議員

署名議員

署名議員